

提 言 書

令和 4 年 9 月

長 崎 県 市 長 会

長崎県内13市の市政推進につきましては、かねてより格別の御高配と御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

長崎県市長会は、令和4年8月に開催しました第131回市長会議において、本提言を決定いたしました。

長期化が見込まれる新型コロナウイルスの猛威やウクライナ情勢等に起因する物価高騰など、市民の生活や地域経済・産業は多大な影響を受け、地域は疲弊しています。

また、人口減少・超高齢化という我が国が直面する大きな問題をはじめ、激甚化する災害への備え、脱炭素化の実現、デジタル化の推進など、社会全体で取り組む喫緊の課題は山積しております。

今日の地方自治体に求められる行政需要は、ますます高度化、複雑化しておりますが、昨今の社会経済情勢に的確に対応するためには、これまで以上に国と地方が一体となり、住民や民間の活力も大いに活用して、地方創生等の施策を総合的かつ計画的に推し進めていくことが非常に重要であると考えております。

つきましては、住民に身近な行政を担う基礎自治体の事情を十分に御賢察いただき、政府予算の編成等にあたりましては、次の事項について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年9月

長崎県市長会

会長 田上富久

長崎県市長会

長崎市長	田上富久
佐世保市長	朝長則男
島原市長	古川隆三郎
諫早市長	大久保潔重
大村市長	園田裕史
平戸市長	黒田成彦
松浦市長	友田吉泰
対馬市長	比田勝尚喜
壱岐市長	白川博一
五島市長	野口市太郎
西海市長	杉澤泰彦
雲仙市長	金澤秀三郎
南島原市長	松本政博

長崎県市長会提言事項提出先一覧表

提先出

長崎県市長会提言事項提出先一覧表

提言事項	提 出 先	内閣総理大臣	総務大臣	法務大臣	外務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	環境大臣	内閣官房長官	デジタル大臣	担当大臣※1	担当大臣※2	内閣大臣※2
4 地域医療保健の充実強化に関する提言																	
5 福祉施策の充実強化に関する提言																	
6 介護保険制度等に関する提言																	
7 生活環境の保全・整備等の充実に関する提言																	
8 九州新幹線等の整備促進に関する提言	1 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける火山観測・研究体制の強化について 2 介護従事者の人材確保について																
9 高速道路網等の整備促進に関する提言	1 道路整備の安定的財源確保について 2 道路網の整備について 3 道路事業における補助制度の拡充について 4 社会資本整備総合交付金事業（舗装補修）の補助対象条件の緩和について 5 地方における無電柱化事業の促進について 6 港湾の整備促進について 7 公共事業の用地賃に伴う所有権移動登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について																
10 農林水産業の振興に関する提言	1 農業の振興対策について 2 水産業の振興対策について 3 燃油等高騰対策の強化について																
11 地域経済の活性化に関する提言	1 地域経済牽引事業への支援措置について 2 国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の維持について																
12 デジタル化の推進に関する提言	1 自治体情報システムの標準化・共通化について 2 地域社会のデジタル化の推進について 3 社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支障等について 4 小中学校等におけるICT環境整備に係る財政支援について																
13 地方自治体の円滑な行政運営に関する提言	1 「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知の徹底について 2 自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について																

※1コ:新型コロナ対策、子:子ども政策
※2消:消費者行政、創:地方創生、少:少子化対策、防:防災

国への提言事項目次

第1 新型コロナウイルス感染症対策に関する提言 -----	P 1
1 医療提供体制の確保について -----	P 1
2 保健所の体制強化について -----	P 1
3 クルーズ船等の対応について -----	P 2
4 地方財源の確保について -----	P 2
5 医療保険制度及び介護保険制度に関する財政支援について -----	P 3
第2 都市財政の拡充強化に関する提言 -----	P 4
1 都市財政の充実強化について -----	P 4
2 地方消費者行政の拡充への支援等について -----	P 6
3 国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について -----	P 7
4 凈化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について -----	P 7
5 公共下水道への財政措置の拡大について -----	P 7
6 廃棄物処理対策の強化について -----	P 8
7 海岸漂着物対策の財政支援措置について -----	P 10
8 治水事業に対する財政措置等について -----	P 10
9 地方バス路線維持対策について-----	P 11
10 水道事業に対する財政措置の強化について -----	P 11
11 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について -----	P 12
12 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について -----	P 12
13 離島航空路線の維持について -----	P 13
14 離島地域における燃油コスト等の格差是正について-----	P 14
15 半島航路の維持・確保について-----	P 14
16 世界遺産保護のための財政支援措置について -----	P 15
17 市街地再開発事業に対する財政支援措置について -----	P 15
18 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について -----	P 15
19 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について -----	P 15
20 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃について -----	P 16
21 ふるさと納税に係る返礼品について -----	P 17
22 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について -----	P 17
23 地方創生拠点整備交付金の自由度向上について -----	P 17
24 犯罪被害者等支援の充実について -----	P 17
25 ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について -----	P 18
関連資料 -----	P 19
第3 国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言 -----	P 39
1 医療保険制度改革について -----	P 39
2 当面の措置及び制度運営について -----	P 40
3 特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて -----	P 40
4 保険者努力支援制度の評価指標（法定外繰入の解消等）の配点基準の見直しについて -----	P 40
関連資料 -----	P 41
第4 地域医療保健の充実強化に関する提言 -----	P 42
1 地域医療における医師確保対策等について -----	P 42
関連資料 -----	P 44

第5 福祉施策の充実強化に関する提言 -----	P 45
1 保健福祉施策等の充実強化について -----	P 45
2 障害者福祉施策の充実強化について -----	P 46
3 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について -----	P 46
4 民生委員・児童委員の担い手の確保について -----	P 47
関連資料 -----	P 48
第6 介護保険制度等に関する提言 -----	P 50
1 第1号被保険者の保険料について -----	P 50
2 介護従事者の人材確保について -----	P 50
関連資料 -----	P 51
第7 生活環境の保全・整備等の充実に関する提言 -----	P 52
1 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける 火山観測・研究体制の強化について-----	P 52
第8 九州新幹線等の整備促進に関する提言 -----	P 53
1 九州新幹線西九州ルートの着実な整備について -----	P 53
2 県下幹線鉄道の整備改善について -----	P 53
3 地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について -----	P 54
関連資料 -----	P 55
第9 高速道路網等の整備促進に関する提言 -----	P 56
1 道路整備の安定的財源確保について -----	P 56
2 道路網の整備について -----	P 56
3 道路事業における補助制度の拡充について -----	P 58
4 社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の 補助対象条件の緩和について -----	P 58
5 地方における無電柱化事業の促進について -----	P 59
6 港湾の整備促進について -----	P 59
7 公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の 交付手数料の免除制度の拡充について -----	P 59
関連資料 -----	P 60
第10 農林水産業の振興に関する提言 -----	P 68
1 農業の振興対策について -----	P 68
2 水産業の振興対策について -----	P 69
3 燃油等高騰対策の強化について -----	P 70
関連資料 -----	P 71
第11 地域経済の活性化に関する提言 -----	P 73
1 地域経済牽引事業への支援措置について -----	P 73
2 国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について -----	P 73
関連資料 -----	P 74
第12 デジタル化の推進に関する提言 -----	P 75
1 自治体情報システムの標準化・共通化について -----	P 75
2 地域社会のデジタル化の推進について -----	P 75
3 社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について -----	P 76
4 小中学校等におけるICT環境整備に係る財政支援について -----	P 77
第13 地方自治体の円滑な行政運営に関する提言 -----	P 78
1 「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知等の徹底について -----	P 78
2 自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について -----	P 78

第1 新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

新型コロナウイルス感染症によって、国民生活及び経済活動に甚大な被害が生じている。

これまで、各市ではワクチン接種の実施や医療提供体制の強化など、住民の安全・安心の確保に全力で取り組んできているが、新たな変異株の出現などもあり、今後ますます国と地方自治体が強力に結束し、対応を図ることが重要であるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 医療提供体制の確保について

- (1) 医療機関が抗原定性検査キットや、防護服などの医療用物資や人工呼吸器等の医療用資機材を引き続き安定的に確保できるよう努めること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者の受入医療機関においては、患者数の増加に備えた受入体制確保のために人的・物的資源を充当する必要があることから、一般患者の入院制限や手術制限などの対応が継続している。また、他の医療機関においては、特に令和2年度において受診抑制などの影響を受け、本来確保できるはずの収益が得られない状況となったことや、未だ患者数がコロナ以前の状態に戻っていないことなどによる経営悪化が懸念されている。

今後地域の医療提供体制に深刻な影響が出ないよう、引き続き医療機関に対し、十分な財政措置を講じること。

2. 保健所の体制強化について

保健所は住民生活と健康を守る公衆衛生の拠点であり、特に感染症の拡大期においては、各行政機関、地域の医師会、関係医療機関との協力体制を堅持する上でも中心となる重要な機関であることから、次の事項について特段の措置を講じるよう要請する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関する業務の増大により、保健所が機能不全に陥らないよう関係機関との人的支援を含めた協力体制を構築すること。
- (2) 感染拡大に備え、保健師や臨床検査技師の増員などにより、体制を強化できるよう財政支援の拡充を図ること。
- (3) P C R 検査の充実をはじめ試薬や検査機器など感染拡大防止対策に必要な資機材の安定的な調達・供給を図るとともに、検査に係る人材を確保するなど、検査体制強化のためのソフト・ハード両面での財政面を含めた支援の強化を図ること。

3. クルーズ船等の対応について

新型コロナウイルスの感染者が発生した外国籍クルーズ船への対応については、市中で発生したケースと同様、外国人旅行者として扱うこととなり、第一義的には入港した都市の管轄の保健所が対応しているところである。

しかしながら、船籍に関わらず大型クルーズ船の乗員、乗客は、数千人にもなり、ひとたび船内で集団感染が発生すれば、マンパワーが限られる地域の保健所では対応が困難であると思慮される。

また、船籍国、船舶所有者、運航会社の責任範囲について、国際的なルールの明確化が必要であると考えている。

検査費用及び入院患者の医療費についても、感染症法に基づき、地元自治体が費用の一部を負担することとなり、交付税措置はあるもののかなりの財政負担を強いられる。

現在、地方負担分については、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において、地方負担額を算定基礎として全額交付限度額に算定される仕組みとなっているところであるが、引き続き、地方の財政負担を軽減する仕組みが必要であると考えている。

よって、検疫法による検疫を終え入港した外国籍クルーズ船等において感染症の集団感染が発生した場合の対応及び費用負担について、国が責任を持って対応するよう必要な法整備や国際ルールの明確化、体制整備を行うこと。

4. 地方財源の確保について

(1) 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、感染拡大防止対策や社会経済対策をはじめ、原油価格・物価高騰等対策など、地方の実情に応じた様々な取り組みの必要に迫られている。令和3年12月及び令和4年4月に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付措置がなされたが、今後も更なる経済回復に向け、各市が地域の実情に応じた反転攻勢をかけるための各種対策を行っていくことができるよう、感染症の動向に応じて追加の措置を行うなど、コロナ後の新しい社会経済をつくるための柔軟な支援を行うこと。

(2) 令和5年度においても、新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格・物価高騰等の影響に伴い、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、社会保障関係経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を引き続き確保すること。

(3) 今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、地方消費税をはじめとする令和2年度に追加された減収補てん債の対象税目について対象とすること。

5. 医療保険制度及び介護保険制度に関する財政支援について

国民健康保険制度、後期高齢者医療保険制度及び介護保険制度における新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料（税）の減免に対する財政支援について、これまでと同様に減免額の全額を国費により支援すること。

第2 都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進め
るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について

(1) 地方税財源の充実強化について

① 都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを持続的に
行うとともに、人口減少を踏まえた地方創生に積極的に取り組むため、地方
が担う事務と責任に見合う一般財源を充実確保する観点から、偏在性の少な
い地方税体系を構築すること。

② 地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の引き上げ及び法人住民
税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うとともに、地方法
人課税の偏在是正措置による財源を効果的に活用すること。

また、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減
収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与え
ないようにすること。

なお、平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が
創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置におい
て、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、
速やかに改め、国において補填すること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在
市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっているこ
とから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その現行制度を堅持するこ
と。

(資料2-1 参照)

④ 固定資産税については、市町村税収の大半を占める重要な基幹税目であり、
市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、
現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措
置を設けないこと。

特に、令和4年度税制改正において講じられた商業地等における税額上昇
幅を評価額の2.5%までとする措置については、臨時、異例のものであり、期
限の到来をもって確実に終了し、令和5年度以降は既定の負担調整措置を確
実に実施すること。

(2) 一般財源の総額確保等について

- ① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差は正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和4年度の地方財政計画について、地域社会のデジタル化の推進、公共施設の脱炭素化の取組等の推進や消防・防災力の一層の強化のための事業費が確保されている。

地域デジタル社会形成に向けた様々な取組みをはじめ、引き続き、地方創生への積極的な取組や、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方税収や経済動向を踏まえた上で、必要な一般財源総額の安定的確保を図ること。

- ② 地方財政における財源不足に対し、令和3年度補正予算において、地方交付税の増額により特例的に臨時財政対策債の償還財源の一部が措置されたところであるが、令和4年度の地方交付税の財源不足額への対応として発行している臨時財政対策債は、令和4年度の地方財政計画においては約1.8兆円となっている。

恒常的に生じている財源不足額への対応については、国の責務として確實に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。

- ③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとすること。

また、令和3年度の算定から令和2年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

(3) 国庫補助負担金の見直し等について

- ① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発など

の基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。

- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。
- ③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

(4) 施設整備事業に対する財政措置等について

義務教育施設等、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設については、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化に取り組んでいるところであるが、各自治体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、健全な財政運営が可能となるよう、十分な財政支援措置を講じること。

義務教育施設については一定の改善がなされたものの、今後においても必要な財源及び国庫負担等の事業量を確実に確保するとともに、実態に応じた建設物価を反映した単価設定を行うこと。

また、施設の廃止、統合などの再編を進めるため、不要となった公共施設の除却に係る地方債について、元利償還金に対する交付税措置を講じるとともに、財産処分基準の一層の弾力化を行うこと。

2. 地方消費者行政の拡充への支援等について

(1) 消費生活相談員の育成及び消費者被害防止対策について

地方においては、消費者安全法に定める専門の資格を有する消費生活相談員（みなし合格者を含む。）が少なく、消費生活相談員の確保が困難な状況であることから、相談員の確保と育成に向けた地方での講習や試験の実施等について対策を講じること。

併せて、地方消費者行政推進交付金に代わり、平成30年度から導入された地方消費者行政強化交付金については、強化事業の対象となる事業が限定され、さらに2分の1の地方負担が生じるなど、地域の実情に応じた事業実施が困難な状況であることから全額補助とともに対象事業の拡大を図ること。

(資料2-2 参照)

3. 国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について

(1) 地方自治体負担経費の財政措置について

地方自治体が実施する国民保護のための措置に係る費用については、原則として国の負担とされているが、地方自治体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、有事に備えて、資機材の整備や、国、都道府県、市町村、関係機関が連携した訓練を継続するとともに、自治体独自の訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

(2) NBC（核・生物・化学）攻撃に対する対応策の整備について

NBC（核・生物・化学）攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すとともに、資機材や特殊な薬品等の適切な備蓄、調達体制を早急に整備すること。

4. 净化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について

浄化槽設置にかかる市民の費用負担を軽減し、浄化槽の普及を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備に係る財政措置の拡充を強く要請する。

また、浄化槽維持管理費に関しても下水道使用料との差があり、不公平が生じていることから、適正な浄化槽維持管理を実施してもらうための維持管理費に対する財政措置の制度を創設すること。

(資料 2-3 参照)

5. 公共下水道への財政措置の拡大について

(1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るように要望する。特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策等を重点的に支援するとしている防災・安全交付金予算を十分かつ安定的に確保すること。

(2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金は未普及対策を重点的に支援するとされており、その効果促進事業では、各戸排水設備の設置等についても加入促進事業への充当が可能とされているが、下水道整備が完了している自治体において

も交付金の活用ができるよう新たな交付金の創設等、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じること。

(資料 2-4 参照)

(3) 下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論がなされ、平成 29 年 12 月 22 日、国土交通省から下水道事業に係る社会资本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の事業については重点化の方針が示された。下水道は、公共用海域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であることから下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされており、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されている。

また、平成 5 年度には下水道事業を含む公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。

こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助制度を堅持すること。

6. 廃棄物処理対策の強化について

(1) 廃棄物処理施設等について

① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まるところから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようになるため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とすること。

また、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

② 一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に対する循環型社会形成推進交付金の交付要件は、二酸化炭素排出削減をするものに限定されており、延命

化や施設の機能回復のための基幹的設備改良については交付の対象となつていない。

また、特にマテリアルリサイクル推進施設は、循環型社会の形成及び推進をしていくうえで重要な施設であることから、施設の延命化等の基幹的設備改良についても交付要件を緩和し財政措置の対象とすること。

- ③ 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意について、多大な時間と労力を要しているが、予算額の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図ること。

(2) 家電リサイクル法について

- ① 特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品のリサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めること。その制度が確立されるまでの間、収集運搬費用については、離島地区の負担増等に対して恒久的な助成制度の構築を図ること。
- ② 家電リサイクル法で定められた対象品目（現家電4品目）を拡大し、電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーター、冷媒ガスを使用した除湿器など市町村での再商品化等が困難な製品を対象品目とすること。
- ③ 家電の不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底を図るとともに、地方自治体に財政負担が生じることのないよう、製造業者等の費用負担を含めた制度を構築すること。

(3) 小型家電リサイクル法について

長崎県内の各市による小型家電リサイクル制度における認定事業者への引き渡しについて、地理的条件により逆有償となる割合が高く、財政負担が大きいことから、地域格差の無い継続的かつ安定的な再資源化の促進のため、国において新たな財政支援措置を講じること。

(4) 廃スプリングマットレスのリサイクル・適正処理について

廃スプリングマットレスについては、販売される際に、リサイクル等の処理経費を製品価格に上乗せするなどにより、メーカー・販売店等の責任で回

収する仕組みを構築すること。

また、回収後の再使用や再生利用しやすい製品構造の設計等によるリサイクルや適正処理の仕組みを整備すること。

7. 海岸漂着物対策の財政支援措置について

(1) 財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率10分の10の全額国費により賄われていたが、平成27年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率10分の10に戻し、全額国費による対応とすること。

(資料2-5参照)

(2) 支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じること。

8. 治水事業に対する財政措置等について

(1) 河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。については、治水事業の一環として河川の定期的な除草や浚渫を行うこと。

(2) 治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、令和6年度までの時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置を創設した。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、国においては、河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充を図ること。

(資料2-6参照)

9. 地方バス路線維持対策について

(1) 補助要件の緩和について

平成23年度から「地域公共交通確保維持改善事業」を創設し、支援の充実が図られているが、地域間幹線系統路線及び地域内フィーダー系統路線の補助要件及び補助対象経費の緩和等、市町村が実施する路線撤退後の交通手段確保等に対する財政措置の充実・強化を図ること。

また、地域内フィーダー系統確保維持改善事業の市区町村毎の国庫補助上限額の引上げ等補助要件の緩和を図ること。

(2) バス料金の低廉化について

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、有人国境離島法の航路運賃の低廉化と同様にJR並み運賃となるように支援できる制度を構築すること。

(3) 特定有人国境離島地域の赤字路線バスに対する補助の特例措置について

特定有人国境離島地域の赤字バス路線に対する補助について、地域公共交通確保維持改善事業における補助が受けられるよう特例措置を講じること。

(4) バス事業者の慢性的な運転手不足の解消について

人口減少や高齢化により、公共交通ネットワーク構築の必要性が高まっているが、公共交通の担い手となる運転手が慢性的に不足している。公共交通ネットワークの維持、サービス低下を防ぐため、給与・労働条件の待遇改善や大型二種免許の取得など、運転手の確保、育成につながる支援制度を構築すること。

(資料2-7 参照)

10. 水道事業に対する財政措置の強化について

再構築事業及び耐震化事業について

近年の水道事業は、高度経済成長期に整備された管を含む施設が一斉に法定耐用年数を迎える、更新需要の増大が見込まれている。また、東日本大震災や熊本地震など大規模地震が発生し、大きな被害をもたらしており、地震に備え、施設や管路の耐震化も喫緊の課題となっている。老朽化した施設の更新や耐震化については多額の費用を要し、人口減少に伴う収益減少等による厳しい財政状況等の理由から管路の経年化率は上昇する一方で、耐震化は思うように進んでいないのが現状であることから、水道基幹施設の再構築事業に対しては、浄水施設・送水施設等を始め、老朽化した施設や管の更新事業を含めた、耐震化事業に対する補助採択基

準の拡大及び補助率の向上を行うこと。

(資料 2-8 参照)

11. 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効率的に事業を進めるとしているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、所要の財源の確保と事業採択要件の緩和について、格別の配慮がなされることを要請する。

また、緊急自然災害防止対策事業債において、市町村分についても対象事業として拡充されたが、期限付きであるため、継続的な対象となるよう格別の配慮がなされることを要請する。

(資料 2-9 参照)

12. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について

(1) 補助制度の柔軟な対応等について

平成23年度より実施された地域公共交通確保維持改善事業の中に、離島航路に対する支援も盛り込まれているが、あらかじめ計画に計上されていない船舶の老朽化等に伴う想定外の経費についても補助の対象とするなど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うこと。また、今後も更に離島航路補助への十分な財源を確保するとともに、ジェットフォイルや海上運送法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業などについて離島航路補助制度を適用するよう見直しを行うこと。

旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）に基づき引き続き財源を確保するとともに、対象地域に限らず全ての離島航路についてJR等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図ること。

(2) 貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、対象拡大を図ること。

(3) 貨物航路の安定的な運航について

ガソリン、プロパンガスなど住民の生活必需品を輸送する貨物航路について、航路変更又は廃止の場合における事前届け出の義務付けなど、航路の安定的運航の確保のために必要な法整備を行うこと。

(4) 離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットフォイルは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットフォイルは、船齢がいずれも30年以上経過しており、更新時期を迎えており、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットフォイルの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットフォイルの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、財政投融資を原資とする建造融資枠の維持・拡大や船舶共有建造制度の償還に対する助成補助制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。

(5) 有事における離島航路の維持について

新型コロナウイルス感染症の全国規模の拡大により、国においては緊急事態宣言の発令により、国民に、経済活動や不要不急の移動自粛など様々な制限がかけられた。これにより、離島における公共交通機関については、利用者が著しく減少し、航路事業者の経営状態が悪化したことから、減便が発生するなど、安定的な離島航路の維持が懸念されたところである。

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおいての命綱であり、観光事業など島の経済活動にも多大な影響を及ぼすことから、必要不可欠なものである。

以上のことから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 2-10 参照)

13. 離島航空路線の維持について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、国民に、経済活動や不要不急の移動自粛など様々な制限がかけられた。これにより、離島における公共交通機関の利用者も著しく減少し、航空路事業者の経営環境が悪化したことから、減便が発生するなど、安定的な離島航空路の維持が懸念されたところである。

本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要不可欠なものである。

今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 2-11 参照)

14. 離島地域における燃油コスト等の格差是正について

離島のガソリン価格については、平成23年度から離島のガソリン流通コスト対策事業による補助制度が設けられ、補助単価の見直しも行われているが、依然として本土との価格差が大きい状況が続いている。

離島のように自家用車に大きく依存している地域においては、島民生活において大きな負担となっている。また、産業経済活動においてもガソリン価格差によるコスト増を販売価格等に転嫁できないため、本土との厳しい競争を余儀なくされている。

こうした状況を鑑み、地方財政に影響を及ぼさないよう配慮した上で、格差是正のための制度の見直しと、離島における揮発油税ガソリン税の減免等、新たな制度の早期創設に向けて、特段の措置を講じるよう強く要請する。

(資料2-12 参照)

15. 半島航路の維持・確保について

国においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

(1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

(2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

(3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

(4) 地方が実施する港湾使用料減免等の支援策に対する財政措置

減免額相当分に対する支援や、半島地域以外の対岸自治体への航路の確保維持に係る財政支援制度の創設などを行うこと。

(5) 観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充

航路のPRや広域的な観光周遊ルートの形成・旅行企画造成への支援など、施策の充実を図ること。

(資料2-13 参照)

16. 世界遺産保護のための財政支援措置について

長崎県内には、平成27年に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と平成30年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の2つの世界遺産がある。

これら世界遺産の保護を万全なものにするため、世界遺産の構成資産の修復・公開・活用のための整備及びガイダンス施設等の整備に対し、優先的な財政支援措置を講じること。

(資料2-14 参照)

17. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について

市街地再開発事業は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、老朽建築物の建替えによる大震火災等の災害の抑制につながることとなり、地方都市における安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上に寄与する一方で、財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮しているため、必要な財源の確保を行うこと。

18. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について

平成28年4月の熊本地震を教訓とし、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

については、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的な財政支援制度を新たに創設すること。

19. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

のことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図ること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋

上防水改修についても補助対象とすること。

また、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨災害の激甚化を鑑みると、崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

- (2) 学校施設の新增改築について、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。
- (3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

20. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃について

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、インフラの長寿命化事業を対象とした公共施設等適正管理推進事業債について、平成29年度から令和3年度までの時限措置が令和8年度までの5年間延長されたところだが、長寿命化事業は計画的・継続的な取り組みが必要である。

のことから、早期に公共施設等適正管理推進事業債の期間を撤廃し、継続的な長寿命化事業への取り組みが可能となるようにすること。

21. ふるさと納税に係る返礼品について

平成31年4月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄附額に占める経費率5割以下と定められた。この経費率には、返礼品の送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関しては経費率の対象から除外すること。

22. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について

避難所開設においては、全国的に新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、3密を避けるために分散避難が重要となり、より多くの避難所確保が求められている。

従来の公設避難所での受け入れには限界がきているため、地区所有の自治公民館など民間施設を活用できるように、避難所として安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。

23. 地方創生拠点整備交付金の自由度向上について

地方創生に資する先導的な施設整備等への支援については、地方創生拠点整備交付金が創設されており、当該交付金は、地方公共団体が実施する施設整備等を想定している。

地方創生は、産学官金労言士の多様な関係者で取り組むものであることから、民間事業者等が実施する施設整備等について、国や地方が真に地方創生に資するものとして公共性を認める場合は、本交付金の対象となるよう制度改善を行うこと。

また、地方が必要とする総額を当初予算において確保するとともに、補正予算分についても複数年度の施設整備事業の採択要件の緩和を図ること。

24. 犯罪被害者等支援の充実について

国の犯罪被害者等給付金については、給付申請から給付までに時間がかかっていることから、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、早期に支給できるよう、更なる運用改善を図ること。

25. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取組みを継続的かつ着実に推進するため、次の事項について特段の配慮を図ること。

(1) 既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年度にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が500以上ある中では選定数が限られている。

このことから、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図ること。

(2) 地方財政計画において、各自治体が実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取組みを着実に行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。

(3) 地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われることとなっているが、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きいことから、国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。

資料2-1

県内各市のゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

団体名	令和2年度	令和3年度
長崎市	40,792	49,308
佐世保市	36,765	40,790
島原市	0	0
諫早市	33,740	43,204
大村市	19,814	21,177
平戸市	0	0
松浦市	0	0
対馬市	0	0
壱岐市	2,130	2,292
五島市	4,488	4,677
西海市	25,583	28,347
雲仙市	9,000	10,089
南島原市	6,887	7,456
県内13市の合計	179,199	207,340

資料2-2

消費者行政の状況調査

	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
推計人口(R4.4.1)	400,472	237,240	42,130	132,345	95,871	28,476	21,499	27,283	24,049	33,204	25,299	40,231	40,877
世帯数	185,906	103,170	16,865	53,632	39,930	11,842	10,046	12,337	9,579	16,234	10,873	15,171	15,784
(1)令和4年度消費者センター職員数(人)	25	8	3	4	6	5	2	3	1	5	7	5	7
(2) (1)うち、消費者行政に関する業務を行っている職員数(人)	11	8	3	4	6	5	2	3	1	2	6	4	6
(3) (2)うち、消費生活相談員数(人)	5	3	2	2	4	1	1	1	1	2	3	2	1
(4) (3)うち、資格保有者数(人)※1	5	2	1	2	2	0	1	0	0	2	1	1	1
令和4年度消費者行政に関する予算額(正規職員の入件費・計算行政費は除く)(千円)	41,974	14,016	6,621	12,831	13,781	4,181	5,643	4,346	3,455	7,543	6,079	7,769	7,683
特定財源:消費者庁基金(交付金)からの充当等(千円)	6,803	577	874	1,613	3,642	519	428	1,726	720	3,365	268	1,899	725
(対予算の割合)	16.21%	4.12%	13.20%	12.57%	26.43%	12.41%	7.58%	39.71%	20.84%	51.24%	4.41%	24.44%	9.44%
(うち消費者行政推進補助金により相談員の入件費に充当する額(千円))	0	0	0	635	3,293	519	0	1,512	0	3,265	0	796	0
(対予算の割合)	0.00%	0.00%	0.00%	4.95%	23.90%	12.41%	0.00%	34.79%	0.00%	43.29%	0.00%	10.25%	0.00%
一般財源(千円)	32,970	13,439	5,747	11,186	10,139	3,652	5,215	2,620	567	3,678	5,811	5,870	6,958
(対予算の割合)	78.55%	95.98%	86.80%	87.18%	73.57%	87.35%	92.42%	60.29%	16.41%	48.76%	95.59%	75.56%	90.56%
消費生活相談員報酬(含む共済費)(千円)【補助金+一財】	19,378	11,077	5,526	5,511	12,178	3,679	2,297	3,011	2,168	6,585	5,286	5,977	5,981
(対予算の割合)	46.17%	79.03%	83.46%	42.95%	88.37%	87.99%	40.71%	68.28%	62.75%	87.30%	86.96%	76.33%	77.55%
3年度相談件数(件)	2,925	1,835	475	724	653	256	195	44	72	236	114	286	270
2年度相談件数(件)	3,400	2,074	462	843	713	133	178	46	100	253	106	298	232

※1 資格とは、①消費生活相談員 ②消費生活専門相談員 ③消費生活アドバイザー ④消費生活コンサルタントを指す。
※2 壱岐市は、消費者行政推進補助金を、消費者行政ではなく通常の人事予算から支出している。

資料2-3

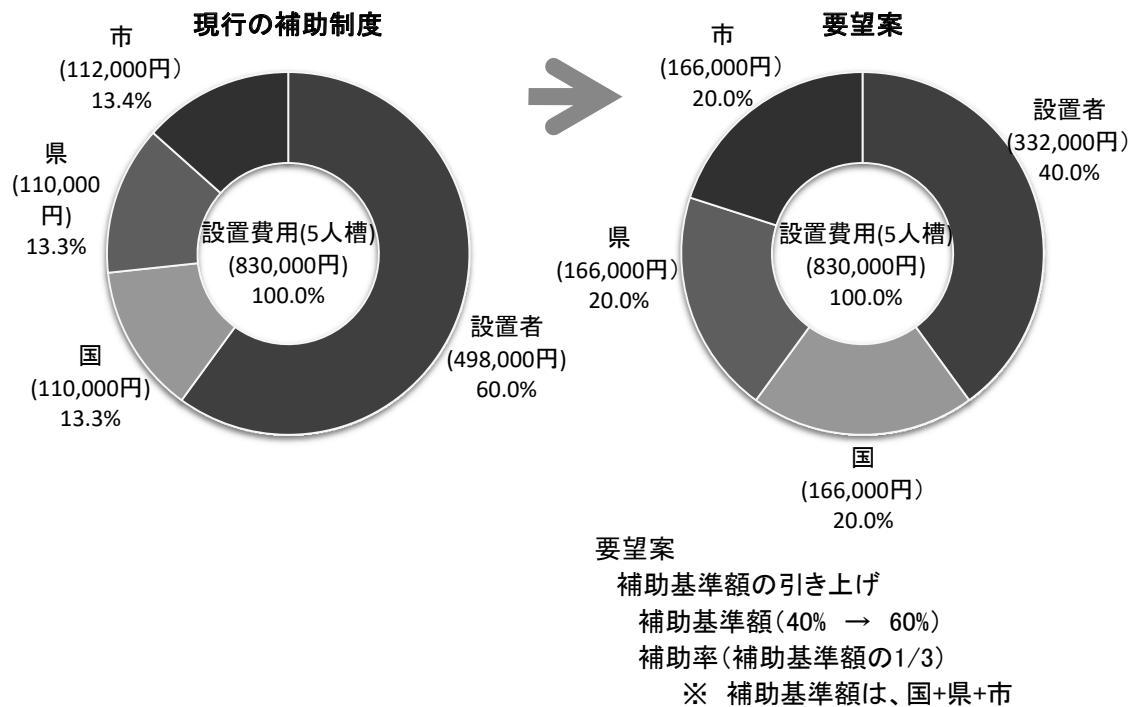
令和3年度 長崎県内(13市)における浄化槽基數等

市名	浄化槽基數(R4.3.31現在)			合計			令和3年度実績	
	住宅用途(基數)		住宅用途以外(基數)	合併	みなし	合併	みなし	国庫補助基數
	合併	みなし						
長崎市	2,771	2,437	334	459	306	153	3,230	2,743
佐世保市	13,168	9,866	3,302	1,986	1,041	945	15,154	10,907
島原市	6,353	5,557	796	1,148	924	224	7,501	6,481
諫早市	7,652	7,171	481	1,037	694	343	8,689	7,865
大村市	1,216	1,188	28	257	202	55	1,473	1,390
平戸市	3,592	2,950	642	653	396	257	4,245	3,346
松浦市	1,516	1,361	155	355	221	134	1,871	1,582
対馬市	1,971	1,774	197	317	100	217	2,288	1,874
壱岐市	2,497	2,362	135	346	265	81	2,843	2,627
五島市	8,588	7,031	1,557	955	429	526	9,543	7,460
西海市	2,387	2,304	83	750	610	140	3,137	2,914
雲仙市	3,367	3,075	292	544	387	157	3,911	3,462
南島原市	5,694	4,770	924	58	38	20	5,752	4,808
合計	60,772	51,846	8,926	8,865	5,613	3,252	69,637	57,459
							12,178	1,351
								558,610

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	819,000 円	182,000 円	182,000 円	182,000 円	546,000 円



○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費(佐世保市の場合)

(単位:円)

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計	
			1年目	2年目以降	()は下水道使用料との差	
					1年目	2年目以降
5人槽	15,000	20,000	10,000	5,000	45,000 (24,433)	40,000 (19,433)
7人槽	15,200	25,700	10,000	5,000	50,900 (30,333)	45,900 (25,333)
10人槽	15,400	37,100	10,000	5,000	62,500 (41,933)	57,500 (36,933)

※1世帯当たりの平均下水道使用料(R2年度)…年間約21,523円 水道局営業課業務係確認

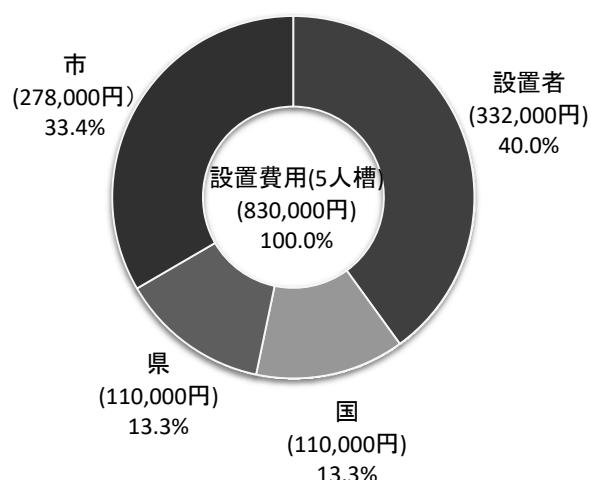
※維持管理費については、H22～R3年度の維持管理委託契約書からの平均値

※法定検査料改訂(平成28年4月1日) 5～10人槽(1年目 10,000円 2年目以降 5,000円)

【参考】佐世保市の補助制度(申請者居住住宅 改築の場合)

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6~7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8~10人槽	1,365,000 円	546,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度(改築の場合)



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6~7人槽	621	466	311	233
8~50人槽	822	617	411	309

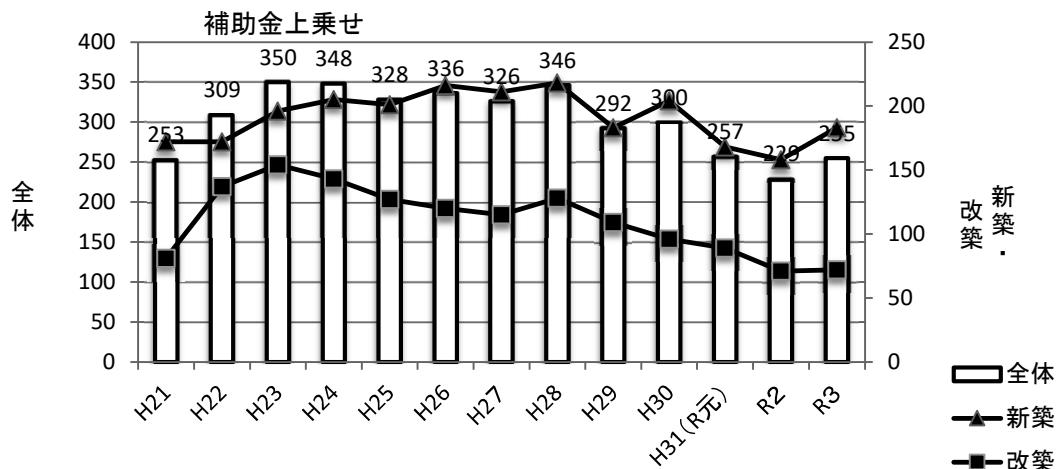
(単位:千円)

高度人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	550	426	275	213
6~7人槽	669	514	335	257
8~50人槽	859	654	430	327

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(元)	R2年度	R3年度
補助基数	253	309	350	348	328	336	326	346	292	300	257	229	255
うち改築	81	137	154	143	201	120	115	128	109	96	89	71	72
うち新築	172	172	196	205	127	216	211	218	183	204	168	158	183



資料2-4

公共下水道事業概要(R3.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	409,158	243,997	43,924	135,556	97,296	30,082	21,922	29,089	25,626	35,809	26,825	42,951	44,003
(2) 下水道区域内人口(人)(D)	385,972	146,318	未着手	89,301	87,634	未着手	5,130	未着手	3,408	1,917	3,271	14,148	5,805
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	375,380	134,590		75,261	85,674		3,681		2,196	188	154	9,064	3,693
(4) 全体計画面積(ha)(H)	6,914	4,211		3,423	2,641		424					611	225
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 D／A × 100(%)	94.3	60.0		65.9	90.1		23.4		13.3		12.2	32.9	13.2
イ 接続率 E／D × 100(%)	97.3	92.0		84.3	97.8		71.8		56.3		67.1	64.1	63.6
(6) 総事業費(千円)(J)	343,783,665	130,591,570		100,722,253	78,847,742		8,374,063		6,600,832		8,330,227	22,038,368	13,732,532
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	112,870,615	49,934,000		32,885,579	28,543,172		3,469,108		2,917,550		3,766,548	9,473,496	5,875,383
イ 企業債(千円)	184,181,853	67,477,840		50,653,266	40,729,804		3,983,100		3,021,000		3,793,783	9,933,300	5,644,400
ウ 受益者負担金(千円)	4,342,980	3,777,029		4,901,048	2,611,149		114,702		85,898		66,937	148,303	171,483
エ その他(千円)	42,388,217	9,402,701		12,282,360	6,963,617		807,153		576,384		702,959	2,483,269	2,041,266
同上のうち用途内訳													
ア 管きよ費(千円)	204,266,053	84,678,072		70,199,727	54,836,526		6,570,397		4,205,227		5,940,354	13,952,736	7,164,471
イ ポンプ場費(千円)	20,561,476	5,820,258		4,179,164	4,538,486		0		203,423		0	921,397	1,588,177
ウ 処理場費(千円)	104,866,016	38,744,340		20,433,202	18,887,469		1,770,801		2,192,182		2,389,873	6,735,614	3,906,134
エ 流域下水道建設費負担金(千円)	0	0		4,301,113	275,968		0		0		0	0	0
オ その他(千円)	14,090,120	1,348,900		1,609,047	309,293		32,865		6,720,469		0	428,601	1,073,750
(7) 補助対象事業費(千円)(K)	212,014,816	94,431,482		65,904,072	52,110,493		5,673,764		5,660,307		17,895,265	11,583,489	
(8) 補對率K／J × 100(%)	61.7	72.3		65.4	66.1		80.3		86.0		92.0	81.2	84.4
(9) 下水管布設延長(km)	2,092	686		524	515		45		43		43	175	72
(10) 終末処理場数(ヶ所)	11	4		5	1		1		2		2	4	2
(11) 計画処理能力(m³／日)(L)	145,700	101,500		35,680	50,700		6,100		2,740		3,500	11,700	2,700

※算定根拠：令和2年度決算統計(令和3年3月31日)

資料2-5

海岸漂着物対策の財政的支援措置に関する資料

市名	事業費(千円)			備考
	R元年度	R2年度	R3年度	
長崎市	事業なし		950	
佐世保市	13,824	13,152	15,013	
島原市	2,360	2,627	2,427	
諫早市	事業なし			
大村市	1,563	2,314	1,579	
平戸市	6,248	6,936	7,755	
松浦市	1,860	1,856	2,086	
対馬市	263,112	271,313	284,765	
壱岐市	59,872	61,090	50,707	
五島市	108,081	112,481	104,199	
西海市	事業なし			26年度まで実施
雲仙市	3,091	4,193	2,962	
南島原市	1,197	1,572	2,010	
合計	461,208	477,534	474,453	



資料2-6

◎各市における浚渫事業の現状

市	件 数		事 業 費(千円)	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
長崎市	3	2	4,451	1,397
佐世保市	9	6	16,029	32,573
島原市	0	0	0	0
諫早市	16	27	25,666	24,870
大村市	0	2	0	54,700
平戸市	1	3	54	2,599
松浦市	1	1	500	301
対馬市	74	38	24,299	10,670
壱岐市	1	4	2,469	11,319
五島市	2	7	2,639	27,551
西海市	0	3	0	9,483
雲仙市	5	1	1,432	2,288
南島原市	0	6	0	125,000
計	112	100	77,539	302,751

※各市実績調査結果による。

(諫早市の場合の状況)



土砂が堆積した河川



浚渫が完了した河川

資料2-7

令和3年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	4	0	0	0	10	93,683,160
2	佐世保市	2	19,892,000	0	0	6	21,551,000
3	島原市	0	0	0	0	37	30,513,000
4	諫早市	11	68,147,000	0	0	65	275,029,000
5	大村市	2	9,745,000	0	0	12	100,374,000
6	平戸市	3	58,499,000	0	0	4	39,910,000
7	松浦市	2	22,782,000	0	0	11	83,318,000
8	対馬市	3	25,716,150	2	5,339,679	24	90,838,972
9	壱岐市	0	0	1	1,812,000	30	69,369,000
10	五島市	5	14,035,898	2	4,559,434	22	89,053,668
11	西海市	1	5,000	0	0	8	78,660,000
12	雲仙市	0	0	0	0	26	25,096,000
13	南島原市	0	0	0	0	33	56,044,000
合計			218,822,048		11,711,113		1,053,439,800

2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	24	1,582,000
2	佐世保市	2	4,085,169
3	島原市	1	3,712,000
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	24,452,077
8	対馬市	7	3,789,263
9	壱岐市	0	0
10	五島市	3	7,961,645
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		44	45,582,154

資料2-8

県内の水道管路の状況

	①上水道 管路延長(m)	②簡易水道 管路延長(m)	①+② ③合計(m)	④耐震適合 管路延長 (m)	④/③耐震 率 (%)
長崎市	2,435,207	199,816	2,635,023	506,093	19.2%
佐世保市	1,518,619	385,911	1,904,530	234,738	12.3%
島原市	338,799	14,053	352,852	178,835	50.7%
諫早市	996,357	41,165	1,037,522	274,237	26.4%
大村市	652,908	-	652,908	98,736	15.1%
平戸市	702,767	-	702,767	116,082	16.5%
松浦市	480,425	-	480,425	23,185	4.8%
対馬市	627,735	-	627,735	21,824	3.5%
壱岐市	887,135	-	887,135	5,557	0.6%
五島市	525,711	80,450	606,161	30,293	5.0%
西海市	655,888	32,976	688,864	22,175	3.2%
雲仙市	543,324	-	543,324	64,165	11.8%
南島原市	866,515	-	866,515	93,562	10.8%
合 計	11,231,390	754,371	11,985,761	1,669,482	13.9%

※令和2年度（令和3年3月末現在）長崎県水道事業概要より管路は導水管、送水管、配水管の計
耐震適合管路延長（耐震管+耐震適合管）については令和2年度決算による

資料2-9

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (3年5月調査)	令和2年度事業 実施箇所数		県営・県費補助	令和3年度事業 実施箇所数	県営・県費補助
	長崎市	296		19	
2 佐世保市	208	48	11	28	210
3 諫早市	137	9	20	0	53
4 大村市	20	1	1	0	5
5 島原市	1	0	0	1	0
6 松浦市	27	0	0	27	0
7 対馬市	85	3	0	3	0
8 壱岐市	66	1	0	66	2
9 五島市	32	2	2	32	2
10 平戸市	60	1	0	60	1
11 南島原市	134	0	0	134	0
12 雲仙市	40	1	0	40	0
13 西海市	93	4	2	93	3
合計	1199	100	45	1206	105

資料2-10

2020年8月 現在

国内のジェットフォイル（22隻）

〔川崎重工製〕



KJ01 929-117 レインボージェット
建造：1991年6月
保有：隠岐広域連合
運航：運航：隠岐汽船



KJ06 929-117 ロケット3
建造：1990年7月
運航：種子屋久高速船/コモロイ



KJ11 929-117 レインボージェット
建造：1991年6月
保有：隠岐広域連合
運航：運航：隠岐汽船



KJ16 929-117 S.I. 結
建造：2020年6月



KJ02 929-117 S.I. 友
建造：1989年3月
運航：東海汽船



KJ07 929-117 ベガさす2
建造：1990年10月
運航：九州商船



KJ12 929-117 トピ-2
建造：1992年4月
運航：種子屋久高速船/いわさき



KJ17 929-115 S.I. 翼
建造：1980年8月
運航：東海汽船



KJ03 929-117 ビートル三世
建造：1989年9月
運航：JR九州高速船



KJ08 929-117 ビートルニ世
建造：1991年2月
運航：JR九州高速船



KJ13 929-117 トピ-3
建造：1995年3月
運航：種子屋久高速船/いわさき



KJ18 929-115 S.I. 翼
建造：1981年2月
川崎重工神戸工場にて上架中



KJ04 929-117 ベガさす
建造：1990年3月
運航：九州商船



KJ09 929-117 ヴィーナス
建造：1991年3月
運航：九州郵船



KJ14 929-117 S.I. 大漁
建造：1994年6月
運航：東海汽船



KJ19 929-115 S.I. 翼
建造：1984年6月
川崎重工神戸工場にて上架中



KJ05 929-117 ビートル
建造：1990年4月
運航：JR九州高速船



KJ10 929-117 すいせい
建造：1991年4月
運航：佐渡汽船



KJ15 929-117 ロケット2
建造：1994年6月
運航：種子屋久高速船/コスマライン



KJ23 929-115 ロケット2
建造：1984年6月
運航：種子屋久高速船/コスマライン



ジェットフォイルの就航状況

(2020年8月現在)

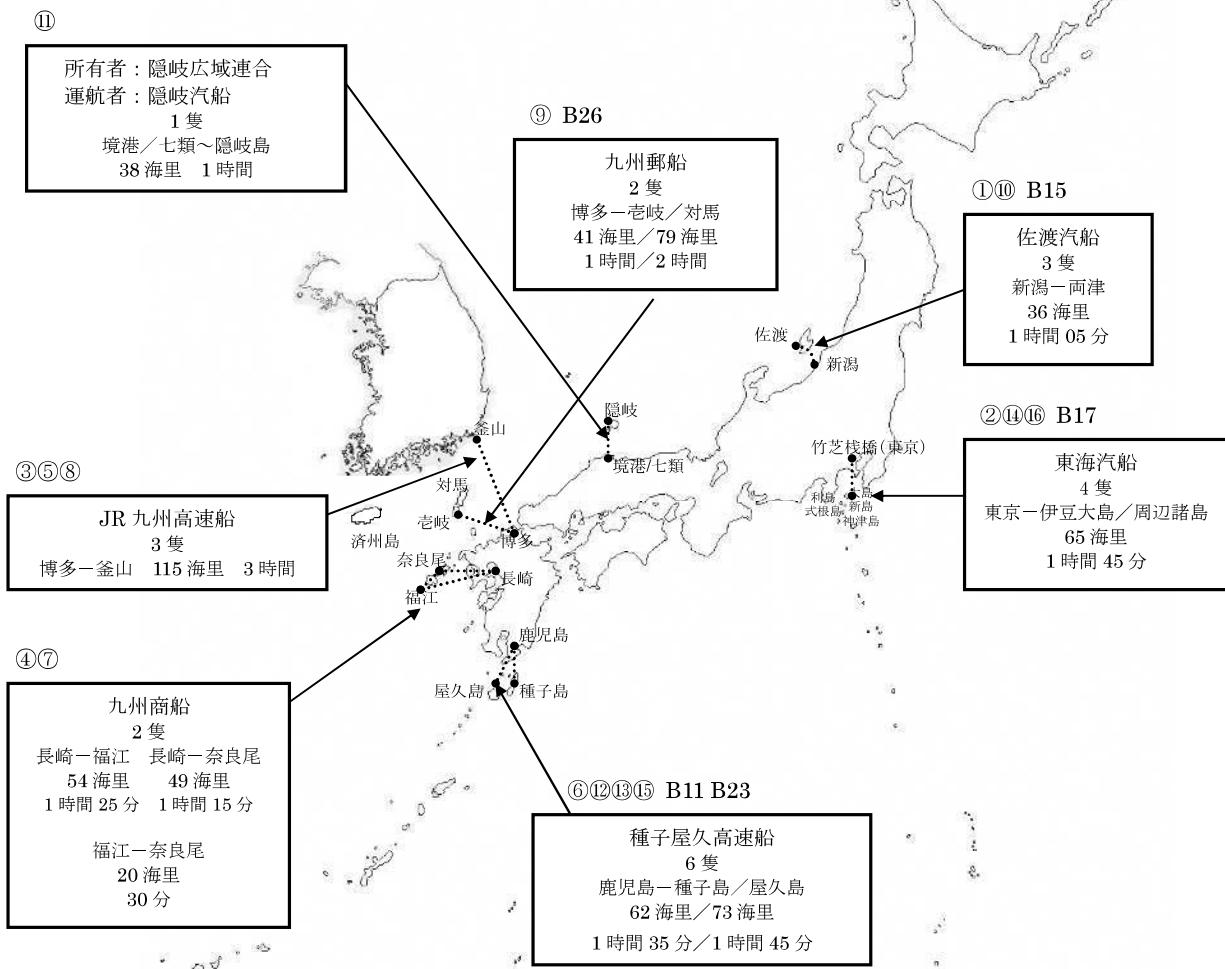
川崎重工業建造ジェットフォイル

NO.(KJ)	オペレーター	船名	引渡
①	佐渡汽船	つばさ	1989 / 04 / 26
②	東海汽船	セブンアイランド友	2013 / 03 / 14
③	JR九州高速船	ビートル三世	2001 / 03 / 21
④	九州商船	ペガサス	1990 / 03 / 06
⑤	JR九州高速船	ビートル	1998 / 04 / 02
⑥	種子屋久高速船	ロケット 3	2006 / 04 / 18
⑦	九州商船	ペガサス 2	1997 / 02 / 01
⑧	JR九州高速船	ビートル二世	1991 / 03 / 25
⑨	九州郵船	ヴィーナス	1991 / 04 / 14
⑩	佐渡汽船	すいせい	1991 / 04 / 28
⑪	隱岐汽船	レンボージェット	2014 / 01 / 07
⑫	種子屋久高速船	トッピー2	1992 / 04 / 29
⑬	種子屋久高速船	トッピー3	1995 / 04 / 29
⑭	東海汽船	セブンアイランド大漁	2014 / 12 / 25
⑮	種子屋久高速船	ロケット	2004 / 10 / 15
⑯	東海汽船	セブンアイランド結	2020 / 06 / 30

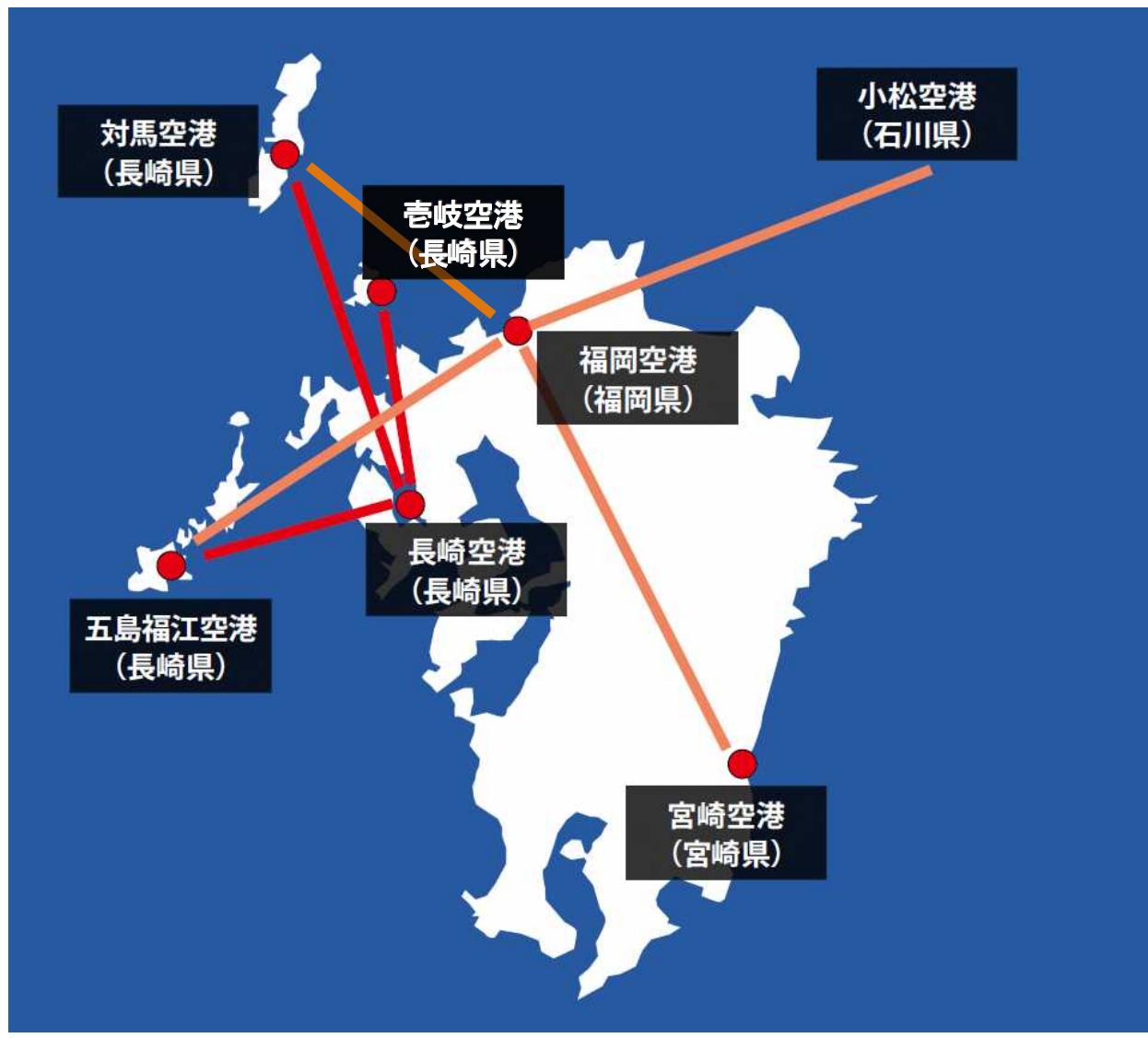
NO.(B)	オペレーター	船名	引渡
11	種子屋久高速船	トッピー7	2003 / 12 月
15	佐渡汽船	ぎんが	1986 / 01 月
17	東海汽船	セブンアイランド愛	2002 / 04 月
19	川重神戸工場にて上架	セブンアイランド虹	2020 / 08 月
23	種子屋久高速船	ロケット 2	2005 / 04 月
26	九州郵船	ヴィーナス 2	2000 / 12 月

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、
B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3隻及び
コスモラインのロケット3隻を傭船して運航。



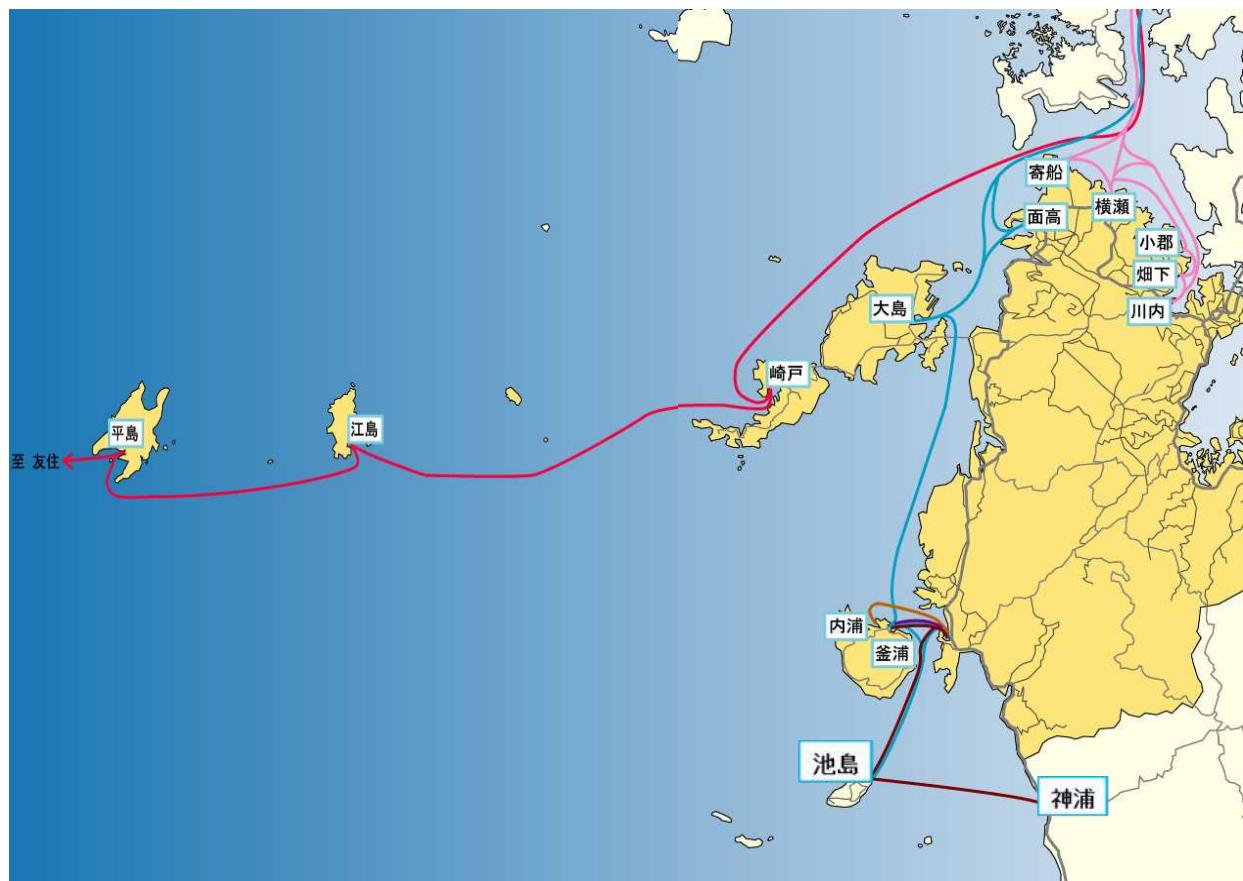
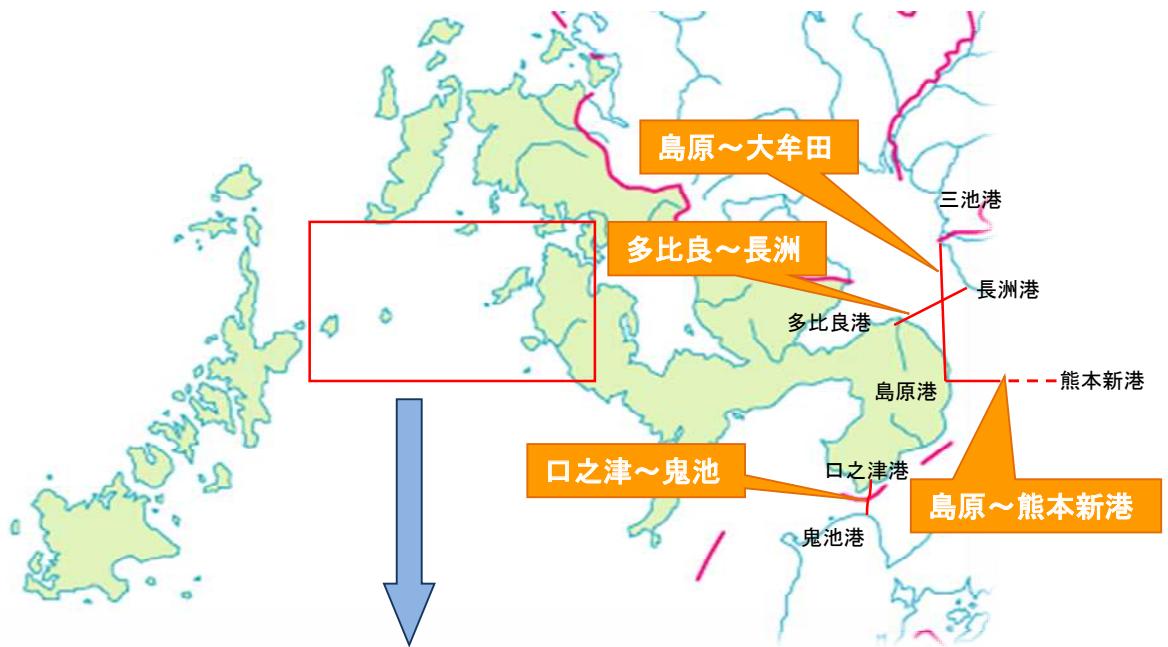
オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図



航空路線の機体整備による欠航の状況

年度	対馬－長崎	対馬－福岡	壱岐－長崎	五島－長崎	五島－福岡	福岡－宮崎	福岡－小松	計
H27	5	—	2	1	5	—	—	13
H28	4	—	1	8	5	—	—	18
H29	11	—	7	12	2	2	—	34
H30	18	—	6	6	5	6	2	43
R1	16	—	7	10	4	2	2	41
R2	4	2	10	12	3	5	5	41
R3	6	1	10	13	1	3	2	36

半島航路の維持・確保について



明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	萩反射炉	山口県萩市
2	恵美須ヶ鼻造船所跡	"
3	大板山たら製鉄遺跡	"
4	萩城下町	"
5	松下村塾	"
6	旧集成館	鹿児島県鹿児島市
7	寺山炭窯跡	"
8	関吉の疎水溝	"
9	垂山反射炉	静岡県伊豆の国市
10	橋野鉄鉱山・高炉跡	岩手県釜石市
11	三重津海軍所跡	佐賀県佐賀市
12	小菅修船場跡	長崎県長崎市
13	三菱長崎造船所第三船渠	"
14	三菱長崎造船所ジャイアント・カンチレバークレーン	"
15	三菱長崎造船所旧木型場	"
16	三菱長崎造船所占勝閣	"
17	高島炭坑	"
18	端島炭坑	"
19	旧グラバー住宅	"
20	三池炭鉱・三池港	福岡県大牟田市 熊本県荒尾市
21	三角西(旧)港	熊本県宇城市
22	官営八幡製鐵所	福岡県北九州市
23	遠賀川水源地ポンプ室	福岡県中間市

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	原城跡	長崎県南島原市
2	平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）	長崎県平戸市
3	平戸の聖地と集落（中江ノ島）	長崎県平戸市
4	天草の崎津集落	熊本県天草市
5	外海の出津集落	長崎県長崎市
6	外海の大野集落	長崎県長崎市
7	黒島の集落	長崎県佐世保市
8	野崎島の集落跡	長崎県北松浦郡小值賀町
9	頭ヶ島の集落	長崎県南松浦郡新上五島町
10	久賀島の集落	長崎県五島市
11	奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺)	長崎県五島市
12	大浦天主堂	長崎県長崎市

第3 国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言

国民健康保険制度及び高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 医療保険制度改革について

(1) 国民健康保険制度について

現在の国民健康保険の構造的課題に対応し、国民健康保険制度の将来的な安定化を図るため、都道府県と市町村の役割をはじめとする国民健康保険の運営について、引き続き市町村の意見を十分聞きながら、具体的な調整を行うこと。また、以前、国において、医療費適正化インセンティブ機能を強化する方向性が示され、既往の普通調整交付金の役割や配分方法を見直す検討がされていたが、今後もこれを見直すことなく必要な財政支援を行ったうえで、国民健康保険制度の財政基盤の強化を図ること。

あわせて、今後も引き続き国民健康保険制度のあり方について、地方との協議により見直しを行い、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(2) 高齢者医療制度について

高齢者医療制度の見直しにあたっては、国民健康保険の負担とならないよう十分検討すると同時に、細部にわたる制度設計の検証及び周知広報、国民の合意を得るための期間や手法などについて、事前に市町村及び関係団体との協議を行うなど、くれぐれも拙速な制度移行とならないよう十分に配慮すること。

(3) 低所得者対策について

低所得者対策として保険料(税)の政令減額制度を抜本的に見直し、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。また、平成22年度から施行された非自発的失業者に係る保険料(税)の軽減措置については、県や市に負担を負わせるものであるため、全額、国において財政措置を講じるよう早期に見直しを行うこと。

2. 当面の措置及び制度運営について

(1) 新たな財政措置について

将来にわたり国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、とりわけコロナ禍での景気後退に伴う被保険者の所得減少など極めて厳しい状況にある国保財政に対し、都道府県化に伴う公費の確実な投入に加え、保険料軽減につながる新たな制度や財源などの財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、必要な財政措置を講じること。

また、制度改革に当たっては、電算システムの改修経費等について必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。

(2) 減額措置の廃止について

未就学児に係る医療費助成（現物給付化）については、平成30年度から療養給付費等負担金及び普通調整交付金における減額調整措置が廃止されたが、小学生等を対象とした医療費助成や障害者医療等の各種医療費助成制度等市町村単独事業（現物給付化）の実施に伴う減額調整措置についても廃止すること。

（資料3-1 参照）

(3) 国民健康保険税(料)における賦課・徴収制度について

現行の国民健康保険制度にあっては、保険税(料)は被保険者の住民基本台帳に記載された世帯主に賦課されることから、世帯主以外の被保険者に高額収入がある場合、世帯主の租税負担能力以上の賦課や高額滞納案件に繋がるケースが見受けられる。

税負担の公平性の観点から、収入・財産がある世帯主以外の被保険者に対する賦課・徴収ができるような制度改革を行うこと。

3. 特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて

特定健康診査・特定保健指導の実施に係る費用については、実態に応じた助成額に見直すよう事務費を含め適切な助成措置を講じること。

4. 保険者努力支援制度の評価指標（法定外繰入の解消等）の配点基準の見直しについて

コロナ禍という特殊事情が国民健康保険制度の運営に多大な影響を及ぼしている年度に限っては、保険者努力支援制度の評価指標（法定外繰入の解消等）の配点基準を見直し、ペナルティ措置的な対応とならないように配慮すること。

資料3-1

減額措置の状況

※ 福祉医療費助成制度(未就学児に係る助成分を除く)の現物給付における減額状況

		令和2年度の実績(人)			令和2年度に減額された金額(円)		
		対象	対象者数	療養給付費等負担金	国財政調整交付金(普調)	計	
長崎市	小・中学生	3,984		5,734,902	3,364,943	9,099,845	
	ひとり親等	1,866		8,641,772	4,929,977	13,571,749	
	重度心身障	3,293		102,760,704	58,457,789	161,218,493	
平戸市	小・中学生	436		335,817	101,997	437,814	
	小・中学生	443		556,183	167,244	723,427	

第4 地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域医療における医師確保対策等について

(1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に離島や過疎地域などにおいては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないよう検証を行うとともに必要な措置を講じること。

(資料 4-1 参照)

(2) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域に応じた医療はもとより救急や、民間医療機関による提供が困難な不採算部門の医療を提供していることから経営状況が悪化している。

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るために、十分な財政措置等を講じること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに地方交付税所要額を確保すること。

さらに、新型コロナウイルス感染症のように全国的に広がりをみせる感染症対策については、自治体病院等の負担が大きくなることから、国の主導のもと適切な対応を行うとともに、十分な財政措置等を講じること。

(3) 救急医療対策等に対する地方交付税所要額等の確保について

自治体病院は救急医療を担っているが、財政的負担が大きいため、自治体病院事業に対する地方交付税所要額を確保すること。

また、病院群輪番制病院は、夜間・休日等の二次救急医療体制を担っており、総合周産期母子医療センターは、24時間体制で高度な周産期医療を提供するほか、地域の周産期医療機関との連携及び周産期医療を担う医師の人材育成などの重要な役割を担っているため、それらの医療提供体制整備等のために交付される「医療提供体制推進事業費補助金」について、所要額を確保すること。

さらに、病床の機能分化・連携の促進や在宅医療・介護サービスの充実などをを行うための事業は、今後一層必要性が高まることから、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、県が実施する基金事業の財源となる医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金についても、その所要額を確保すること。

資料4-1

従業地別医師数・主たる診療科

医療圏区分	人口 (R3.12.1)	医師数(実数)	人口10万対率	うち医療施設 従事医師数				診療科目内訳		
				内科	小児科	外科	産婦人科	その他		
長崎医療圏	498,411	2,076	416.5	2,052	361	88	130	69	1,404	
佐世保県北医療圏	303,089	756	249.4	738	158	36	60	29	455	
県央医療圏	264,044	831	314.7	817	155	67	55	30	510	
県南医療圏	124,372	244	196.2	243	60	6	25	10	142	
五島医療圏	33,678	75	222.7	71	24	3	5	4	35	
上五島医療圏	19,262	31	160.9	29	16	2	5	2	4	
壱岐医療圏	24,415	41	167.9	43	16	3	2	1	21	
対馬医療圏	27,792	54	194.3	49	25	3	6	3	12	
長崎県計	1,295,063	4,108	317.2	4,042	815	208	288	148	2,583	
全 国			327,210	258.8						

*厚生労働省医療統計(H30.12.31)より抜粋

*医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

第5 福祉施策の充実強化に関する提言

福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 保健福祉施策等の充実強化について

(1) 子ども福祉医療費制度の創設について

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、すべての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設すること。

(2) 幼稚園・保育所・認定こども園の所管省庁の一本化について

子ども・子育て支援新制度は、内閣府が中心的役割を担い、各省庁と連携を図りながら推進することとされているが、幼保一元化等の子育て支援施策を効率的かつ速やかに進めるために、幼稚園・保育所・認定こども園に係る所管省庁を一本化すること。

(3) 国民年金被保険者の相談等に対応するための体制整備について

国の責任において相談拠点を新設するとともに年金相談等の業務を行う市町村に必要な情報を提供する体制を継続・充実するなど、国の責務としての執行体制を十分に整備すること。

また、市町村が行う年金業務に変更がある場合は、国は市町村に対し事前に十分な情報提供・協議を緊密に行うこと。

(4) 生活保護制度の費用負担について

生活保護に係る費用負担については、憲法に基づき、国が保障する事項であることから、全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による負担増に対し、国庫負担率の引き上げを行うなどの財政措置を講ずること。

(5) 保育所等への看護師の配置について

保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制の整備に対する財政措置に加え、保育業務を兼務しない、看護業務専任の看護師を配置するための運営費の加算措置を講ずること。

(6) インボイス制度導入におけるシルバー人材センターへの適切な措置について
令和5年10月から導入される「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）により、消費税の仕入額控除の取扱いが変更となるが、このことが収支相償を原則とするシルバー人材センターの運営やこれまで課税売上高1千万円以下の個人事業主として納税義務免除とされてきたセンター会員の活動に大きな影響を及ぼすことが見込まれることから、その公共性・公益性を十分踏まえ、安定的な事業運営となるよう適切な措置を講ずること。

2. 障害者福祉施策の充実強化について

(1) 地域生活支援事業に係る財政支援の強化について

地域生活支援事業については、その実施を担保するため、所要額に対する補助率（国1／2）の確保とその配分を前提とした国庫補助の見直しを行うとともに、市町村それぞれの実情に応じた必要な取り組みが充分に実施できるよう、財政支援を強化すること。

また、個別給付である移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス及びスマート装具給付については、利用者数が多く全国一律に保障すべき事業であるため、現行の地域生活支援事業ではなく自立支援給付として実施すること。

（資料5-1 参照）

3. 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

子ども・子育て支援事業における放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう強く要請する。

- (1) 放課後児童クラブを利用する父母がいない児童、母子家庭児童、父子家庭児童はもとより、低所得世帯の経済的負担を軽減するため利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- (2) 小規模な放課後児童クラブへの支援の拡充を行うこと。
- (3) 借家で運営しているクラブへの賃借料の助成について、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度以降に新設したクラブのみが補助対象となっているが、新制度開始前から運営していた既存クラブについても補助制度の対象とすること。

4. 民生委員・児童委員の担い手の確保について

近年の地域社会においては、急速な高齢化や単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化が進み、孤立死や児童虐待、引きこもりなどの問題が増加している。

このような中、生活困窮者自立支援制度をはじめ、高齢者等をターゲットとした悪質商法の被害防止への対応、避難行動要支援者への支援など、新たに担うべき役割は増加している。

一方で、委員自身の高齢化や活動の負担増、制度の重要性が十分に周知されていないことなどから、民生委員・児童委員の担い手は全国的にも確保が難しい状況にある。

これらのことから、民生委員・児童委員の担い手を確保するため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(1) 民生委員・児童委員に対する支援の強化

令和2年度から民生委員・児童委員活動費1人あたりの交付税措置が60,200円に増額されたが、各自治体においては、活動の実態を踏まえ、単独で財政支援を行っている。

民生委員・児童委員が担う活動等への期待がますます高まる中、活動の対象や範囲も拡大している状況にあり、担い手の確保が困難になっていることから、今後、民生委員・児童委員の負担を考慮し、現状に見合った活動費の抜本的な見直しを行うなど、必要な対策を講じること。

(2) 民生委員・児童委員活動の周知

民生委員・児童委員制度の理解を深めるため広報やテレビ番組等で、民生委員・児童委員の活動を更に国民・住民へ周知すること。

また、企業等に対して、労働者の委員就任など、積極的に協力できる環境づくりに配慮するため、民生委員・児童委員制度への理解と働きかけを講じること。

(3) 活動しやすい環境づくり

民生委員・児童委員の関わり方として、法律や通知には「連携や協力」と規定されているが、具体的な内容が記されていないため、現場の解釈により民生委員・児童委員が活動されている場合もあり、活動の基準を国において定めること。

また、民生委員・児童委員が個人情報を取扱う際の取扱基準を制定し、手順や指針を示すこと。

(資料 5-2 参照)

資料5-1

令和3年度 地域生活支援事業費(実績)

(単位:円)

市名	事業費	事業費負担内訳						負担超過額※	事業費の内、自立支援給付へ要望する事業				
		国費	負担割合(%)	県費	負担割合(%)	市費	負担割合(%)		計	移動支援事業	日中一時支援事業	訪問入浴サービス	スマ装具給付
長崎市	326,529,015	112,454,000	34.4%	56,226,000	17.2%	157,849,015	48.3%	76,216,761	231,421,595	118,005,529	2,004,270	13,191,840	98,219,956
佐世保市	122,820,025	42,102,000	34.3%	21,050,000	17.1%	59,668,025	48.6%	28,963,019	89,321,035	10,187,340	2,902,249	11,453,750	64,777,696
島原市	32,906,657	11,947,000	36.3%	5,973,000	18.2%	14,986,657	45.5%	6,759,993	20,073,888	2,871,245	1,238,441	5,551,800	10,412,402
諫早市	82,731,186	30,111,000	36.4%	15,055,000	18.2%	37,643,517	45.5%	16,960,720	50,606,873	9,117,126	13,749,820	906,400	26,833,527
大村市	79,924,246	28,113,000	35.2%	14,056,000	17.6%	37,755,246	47.2%	17,774,184	25,492,983	5,431,001	6,482,998	0	13,578,984
平戸市	36,055,190	11,603,000	32.2%	5,801,000	16.1%	18,651,190	51.7%	9,637,392	25,224,642	17,477,697	216,117	618,750	6,912,078
松浦市	20,359,598	9,034,000	44.4%	4,517,000	22.2%	6,808,598	33.4%	1,718,698	18,208,395	11,275,030	136,966	1,900,000	4,896,399
対馬市	48,730,393	15,818,000	32.5%	7,909,000	16.2%	25,003,393	51.3%	12,820,795	31,903,636	21,129,353	2,489,050	2,612,500	5,672,733
壱岐市	66,160,564	22,492,000	34.0%	11,246,000	17.0%	32,404,564	49.0%	15,864,423	62,162,589	23,736,040	31,971,144	1,100,000	5,355,405
五島市	37,051,874	13,019,000	35.1%	6,509,000	17.6%	17,523,874	47.3%	8,260,905	8,064,966	406,980	915,183	0	6,742,803
西海市	14,703,413	4,956,000	33.7%	2,478,000	16.9%	7,296,413	49.6%	3,620,560	8,839,927	161,170	2,802,499	0	5,876,258
雲仙市	32,063,898	11,861,000	37.0%	5,930,000	18.5%	14,272,898	44.5%	6,256,923	17,202,633	5,916,202	1,726,256	0	9,560,175
南島原市	35,684,907	13,402,000	37.6%	6,700,000	18.8%	15,582,907	43.7%	6,661,680	15,310,272	624,098	744,330	3,923,270	10,018,574
合計	935,720,966	326,912,000	34.9%	163,450,000	17.5%	445,446,297	47.6%	211,516,053	603,833,434	226,338,811	67,379,323	41,258,310	268,856,990

※地域生活支援事業の「負担超過額」は、国(50/100)、県(25/100)の補助を基準として算定。

資料5-2

民生委員・児童委員配置状況 (R4.5.1現在)

市町名	定 数			充足数			欠員数		
	計	一般	主任	計	一般	主任	計	一般	主任
長崎市	1,012	920	92	958	871	87	54	49	5
佐世保市	628	560	68	602	536	66	26	24	2
島原市	111	97	14	106	93	13	5	4	1
諫早市	322	290	32	313	281	32	9	9	0
大村市	191	179	12	174	162	12	17	17	0
平戸市	128	108	20	126	106	20	2	2	0
松浦市	94	82	12	92	80	12	2	2	0
対馬市	137	124	13	136	123	13	1	1	0
壱岐市	95	87	8	92	84	8	3	3	0
五島市	168	146	22	152	134	18	16	12	4
西海市	109	99	10	108	98	10	1	1	0
雲仙市	136	122	14	136	122	14	0	0	0
南島原市	161	145	16	159	143	16	2	2	0
市 計	3,292	2,959	333	3,154	2,833	321	138	126	12

第6 介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について積極的に検討を加えるよう要請する。

1. 第1号被保険者の保険料について

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

(資料 6-1 参照)

2. 介護従事者的人材確保について

介護の現場においては慢性的な介護従事者の不足が問題になっている中、人口減少や高齢化が急速に進行しており、人材不足による介護サービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者的人材確保、育成及び定着と一層の処遇改善につながる対策を引き続き確実に実施すること。

資料6-1

長崎県内の介護保険料基準額の状況

(単位:円)

	第7期 (H30～R2)	段階数	第8期 (R3～R5)	段階数	改定率
長崎市	6,800	10	6,800	10	0.0 %
佐世保市	5,822	9	5,822	9	0.0 %
諫早市	5,970	9	5,970	9	0.0 %
大村市	5,800	9	5,800	9	0.0 %
平戸市	6,175	9	5,875	9	△ 4.9 %
松浦市	5,592	11	5,700	11	1.9 %
対馬市	6,300	10	6,400	10	1.6 %
壱岐市	6,145	9	6,490	9	5.6 %
五島市	6,760	9	6,660	9	△ 1.5 %
西海市	5,925	9	5,925	9	0.0 %
島原地域広域市町村圏組合	6,500	10	6,500	10	0.0 %
平均	6,163	-	6,177	-	0.2 %

第7　生活環境の保全・整備等の充実に関する提言

生活環境の保全・整備等の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける火山観測・研究体制の強化について

雲仙岳の継続的な火山観測・研究活動は、災害に強いまちづくりを推進する上で必要不可欠であることから、九州大学地震火山観測研究センターの存置により、雲仙岳における火山観測・研究体制のさらなる充実・強化を図るよう強く要請する。

第8 九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、九州における一体的な経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 九州新幹線西九州ルートの着実な整備について (資料8-1参照)

九州新幹線西九州ルートに関しては、次の事項について特段の配慮をすること。

- (1) 令和元年8月、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」により基本方針として示された「全線フル規格」による整備の早期着手と、それに向けた地方負担や並行在来線等の課題解決に向けた方策を示すとともに、令和5年度予算において必要な調査費等の確保を図ること。
- (2) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという事情を考慮して、「全線フル規格（新鳥栖－武雄温泉間）」の整備費用の追加負担分について、国の責任において沿線自治体の負担軽減や財源確保の検討を進めること。
- (3) 公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担の軽減を図ること。
- (4) 西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の開業に伴い、沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び官民が行う新幹線開業効果を高めるための取組への支援拡充を行うこと。

2. 県下幹線鉄道の整備改善について

九州新幹線西九州ルートの整備に際しては、JR佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成4年11月に示された「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線の整備改良及び大村線の輸送改善のため次の事項の実現に努めること。

(1) 西九州ルート対面乗換方式開業に伴う諸課題等への要望について

- ① 肥前山口～武雄温泉間の複線化が大町～高橋間に限定されることにより、佐世保～博多間の特急みどりの所要時間並びに長崎～博多間の新幹線及びリレー特急の計画所要時間に悪い影響を及ぼさないようにすること。
- ② 長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など、輸送力の強化を図ること。

(2) フル規格新幹線に関する要望について

- ① 西九州ルートの全線フル規格を進めていく場合は、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。
- ② 長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策の推進を行うこと。

3. 地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠であるが、近年、地域鉄道関連の国庫補助について予算が確保できず、要綱に基づく確実な補助が受けられない状況が続いている。

このような状況を踏まえ、施設整備の補助制度においては、車両検査を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保され、次の事項の実現に努めること。

- (1) 国の要綱に定める補助率上限での補助交付
- (2) 地域鉄道支援に関する国庫補助事業の補助率嵩上げ
- (3) 同事業の地方負担に係る財源措置の拡充などの支援策の充実



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速1時間20分（現行「特急かもめ」最速1時間50分より30分短縮）

【国土交通省試算】

第9 高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 道路整備の安定的財源確保について

(資料 9-1 参照)

中央と地方における公共交通機関などの移動格差を十分認識した上で、地方が本当に必要とする海路及び道路整備が推進できるように新たな財源を創出するなど必要な財源の充実強化を図ること。

地方創生に資する道路整備を重点的かつ計画的に推進するため、公共事業関係費を増額するとともに安定的かつ持続的な道路整備に必要な予算を確保すること。

2. 道路網の整備について

(資料 9-2 参照)

(1) 高規格道路の整備について

① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 松浦佐々道路（松浦 IC から佐々 IC）の早期供用開始に向けた事業促進

イ 佐世保道路（佐々 IC から佐世保大塔 IC）の4車線化の供用開始に向けた事業促進

ウ 武雄佐世保道路（佐世保大塔 IC から武雄南 IC）の4車線化の早期事業化

② 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早 IC 間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進

イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進

ウ 雲仙市瑞穂町から諫早市小野町間の早期供用に向けた事業促進

エ 謳早市小野町から長野町の調査検討

③ 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

④ 長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県広域道路整備基本計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市の2つの中核都市を約1時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには

長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期整備

（ア）時津町日並郷から時津町野田郷間の早期完成

（イ）西海市西彼町平山郷から西海市西彼町白似田郷間の事業促進

（ウ）西海市西彼町白似田郷から時津町日並郷間の早期着手

イ 長崎南北幹線道路（長崎市茂里町～時津町野田郷）の早期整備

（ア）長崎市茂里町から長崎市滑石2丁目間の事業促進

（イ）長崎市滑石2丁目から時津町野田郷間の早期事業化

ウ 都市計画道路滑石野田線（長崎市滑石町～時津町野田郷間）の早期事業化

⑤ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の調査検討

⑥ 東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化

（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）

⑦ 島原半島西回り道路（雲仙市～南島原市）の調査検討

（2）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 一般国道205号の早期整備

針尾バイパス（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進

② 一般国道57号の早期整備

ア 一般国道57号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ 一般国道57号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討

③ 一般国道34号の早期整備

ア 大村諫早拡幅の整備促進

イ 大村拡幅の早期完成

ウ 諫早北バイパスの4車線化の早期事業化

エ 新大工・馬町交差点改良事業の早期完成

- ④ 一般国道382号の整備促進
- ⑤ 一般国道384号の整備促進
- ⑥ 一般国道389号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進

（3）架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進
- ② 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現
- ③ 松島架橋の早期実現
- ④ 大村湾横断道路構想の推進

（資料9-3 参照）

3. 道路事業における補助制度の拡充について

道路事業のうち、土地開発基金などにより先行取得した建物補償の買戻しについて、重要度の高い市街地部においては、より柔軟かつ円滑に交渉等の事務を進め、早期完成や計画的な進捗が図れるよう、街路事業と同様の補助の取扱いとすること。

4. 社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、社会資本整備総合交付金事業における道路事業（舗装補修）について、平成30年度より大型車交通量（大型車250台／日・1方向未満）の条件が設けられたが、このことにより、対象となる路線が極めて少数であるため、バス路線等、住民の生活に重要な役割を果たす道路について、補助対象となるよう、条件の緩和を行うこと。

5. 地方における無電柱化事業の促進について

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に、電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が重点的に取り組むべき対策として盛り込まれた。また、令和3年5月には、無電柱化を一層推進するための新たな「無電柱化推進計画」が策定されている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、無電柱化の推進を国家的重要プロジェクトに位置付け、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むこと。

6. 港湾の整備促進について

港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

- ・ 重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）
- ・ 地方港湾（島原港、大村港など77港あり）

7. 公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について

公共事業の用地買収に伴い、必要となる所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料については、土地所有者の負担となっていることから、国の関係機関で調整の上、全国的に統一した免除制度として確立すること。

資料9-1

○道路整備の状況

(単位:%)

		一般国道	都道府県道	市町村道	一般道路計
長崎県	整備率	60.8	56.5	51.0	52.0
	改良率	91.6	62.9	51.0	54.3
全 国	整備率	67.7	58.4	59.5	59.8
	改良率	92.9	70.7	59.5	62.2

※道路統計年報より(平成31年4月1日現在)

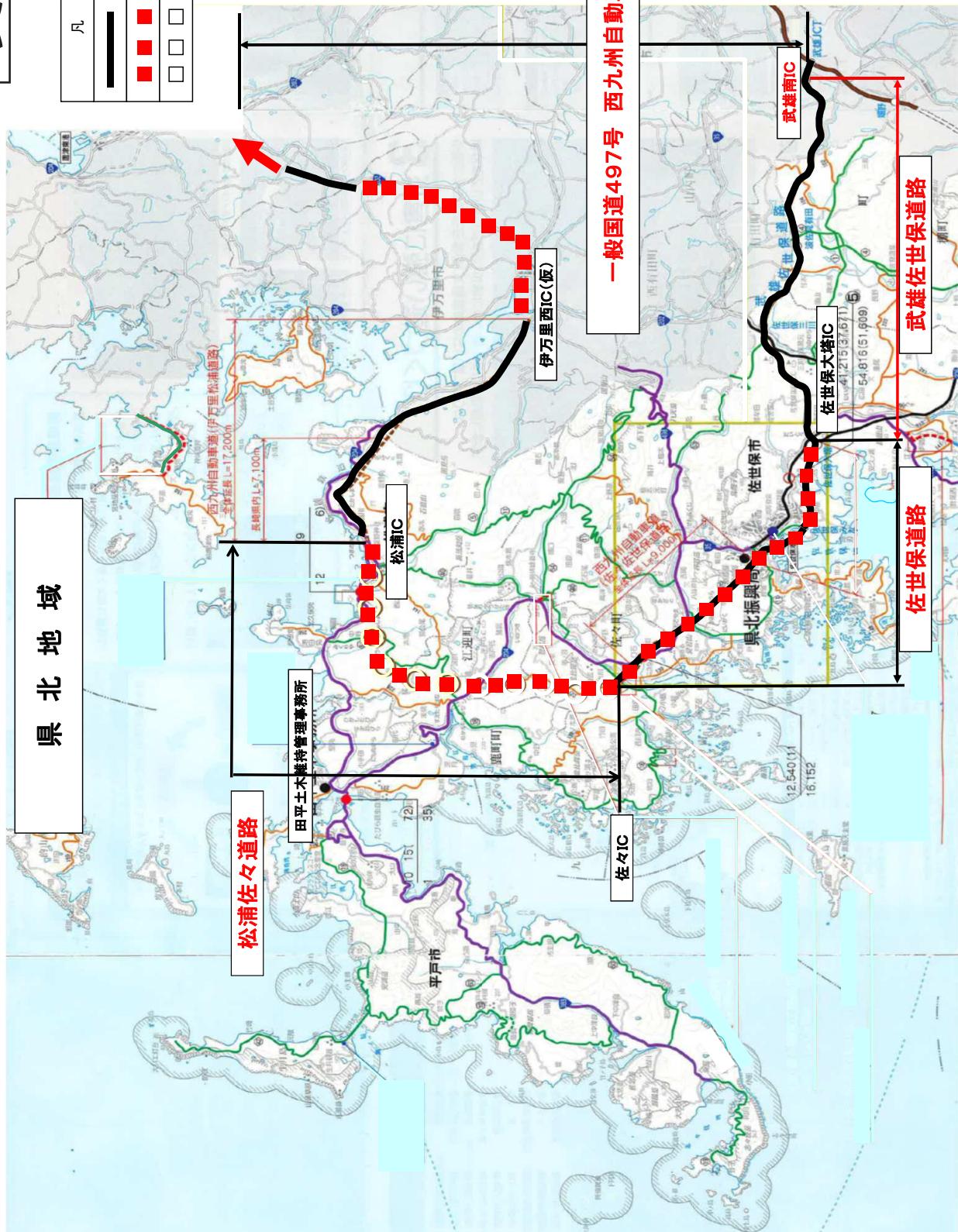
○道路関係経費の状況

(千円)

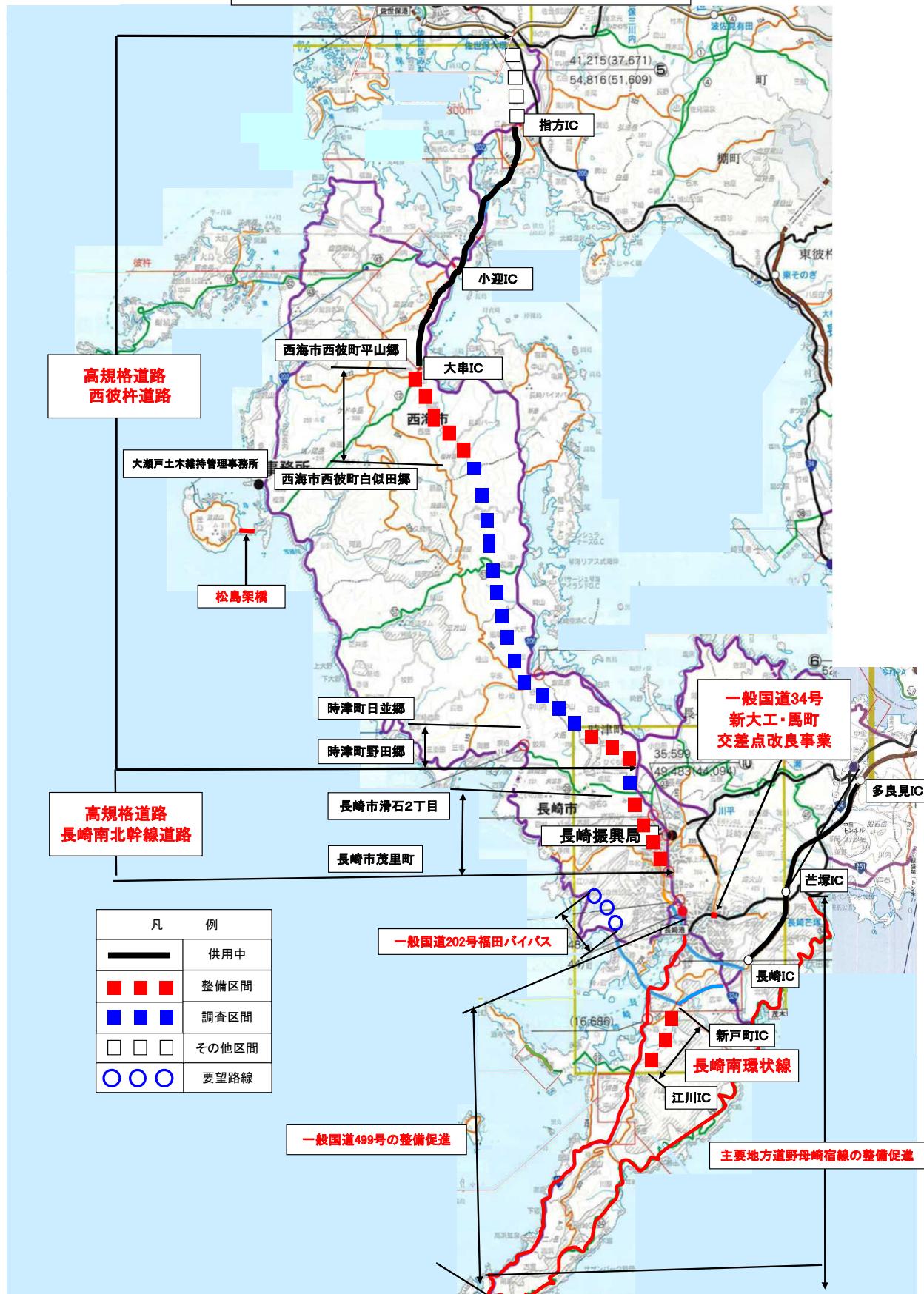
市名	経 費		差	
	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	(B)-(A)	(B)/(A)
長崎市	14,030,886	17,086,923	3,056,037	121.8%
佐世保市	4,392,084	4,735,655	343,571	107.8%
島原市	1,051,310	796,379	△ 254,931	75.8%
諫早市	3,520,426	3,009,853	△ 510,573	85.5%
大村市	2,062,967	1,865,715	△ 197,252	90.4%
平戸市	2,231,559	2,233,786	2,227	100.1%
松浦市	1,155,492	1,376,384	220,892	119.1%
対馬市	2,247,626	2,218,602	△ 29,024	98.7%
壱岐市	3,033,112	1,704,661	△ 1,328,451	56.2%
五島市	1,926,833	1,673,872	△ 252,961	86.9%
西海市	1,045,785	851,384	△ 194,401	81.4%
雲仙市	1,216,815	1,337,858	121,043	109.9%
南島原市	3,546,212	2,746,344	△ 799,868	77.4%
合 計	41,461,107	41,637,416	176,309	100.4%

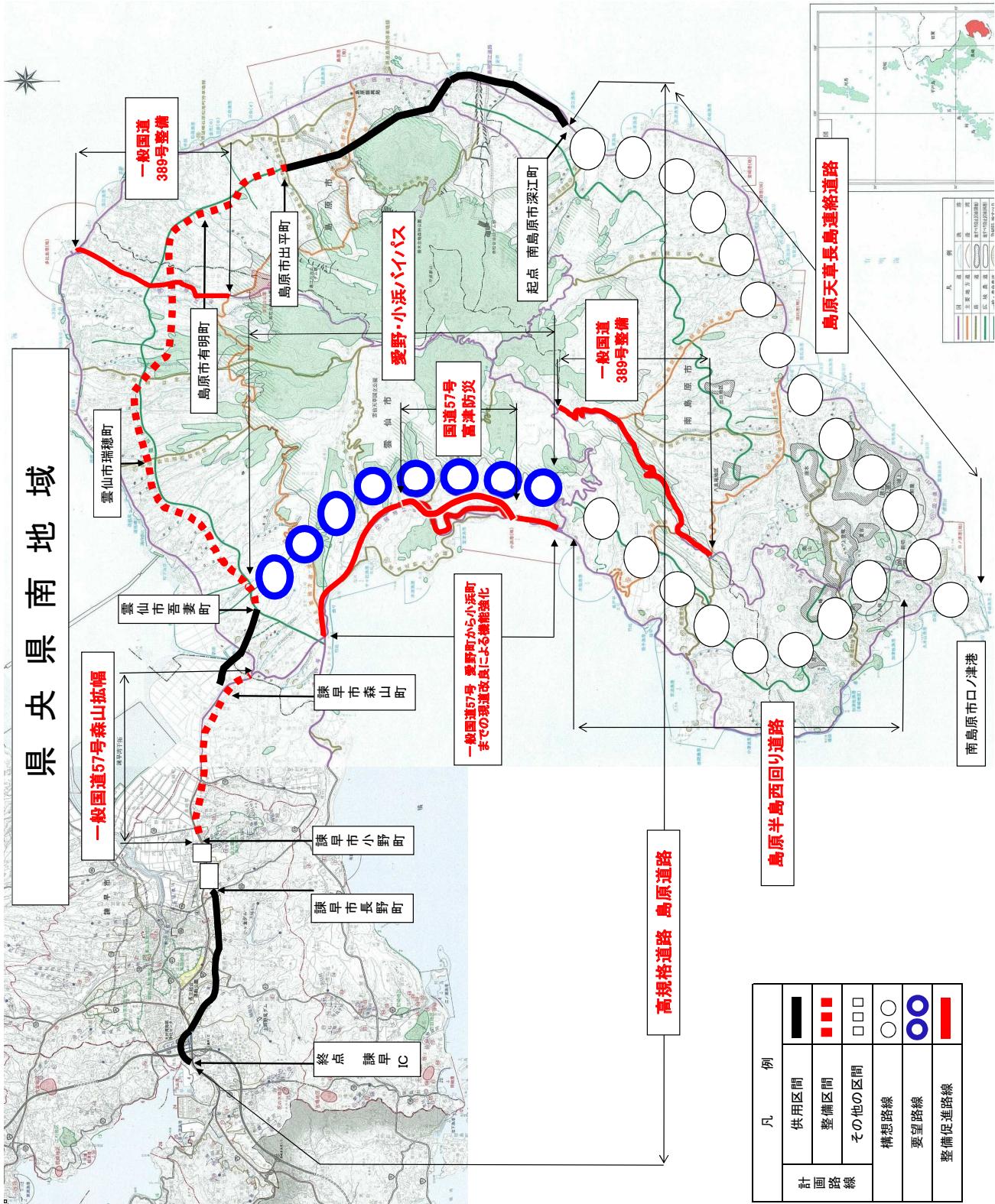
※平成30・31年度地方財政状況調査（表70）より

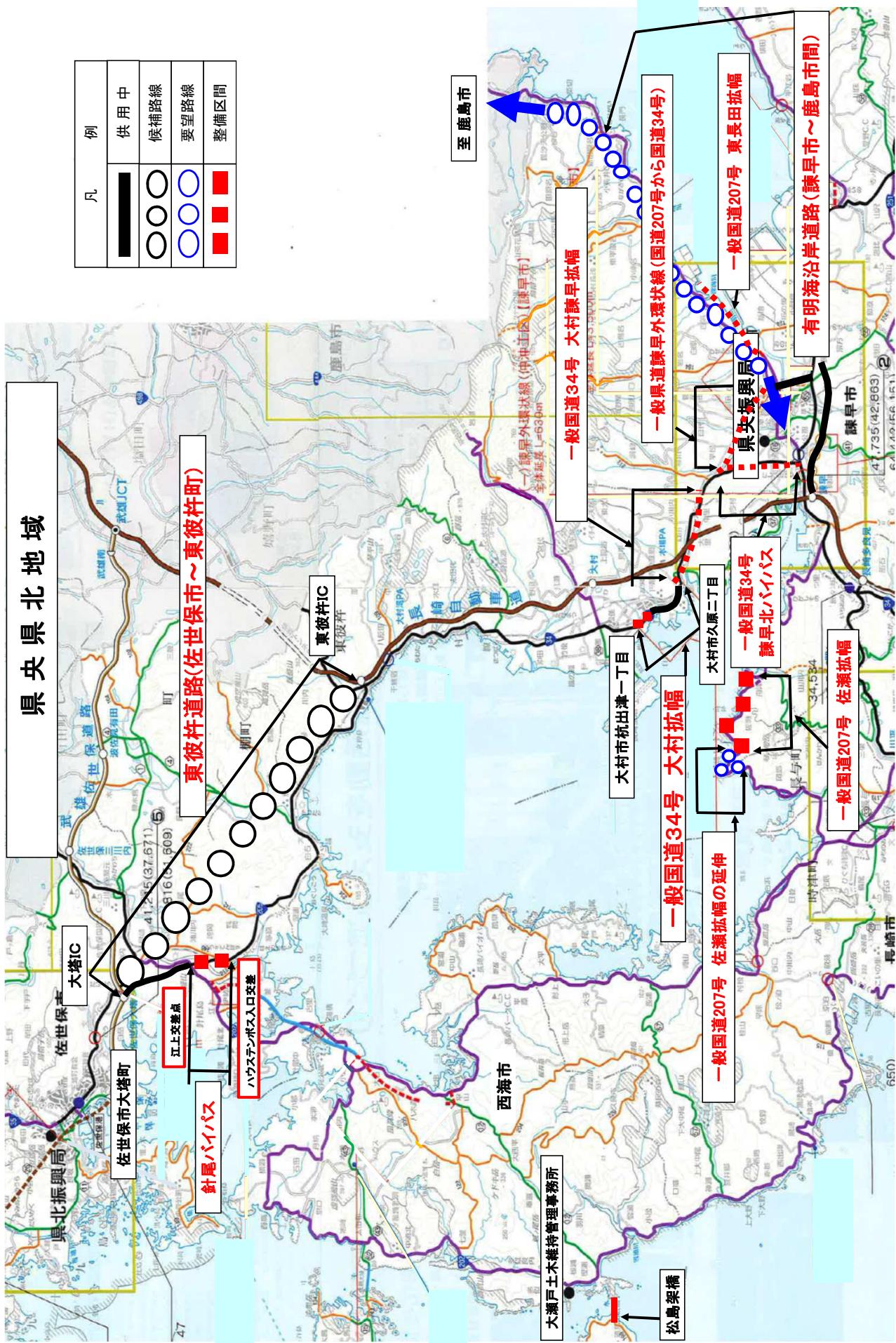
資料9-2



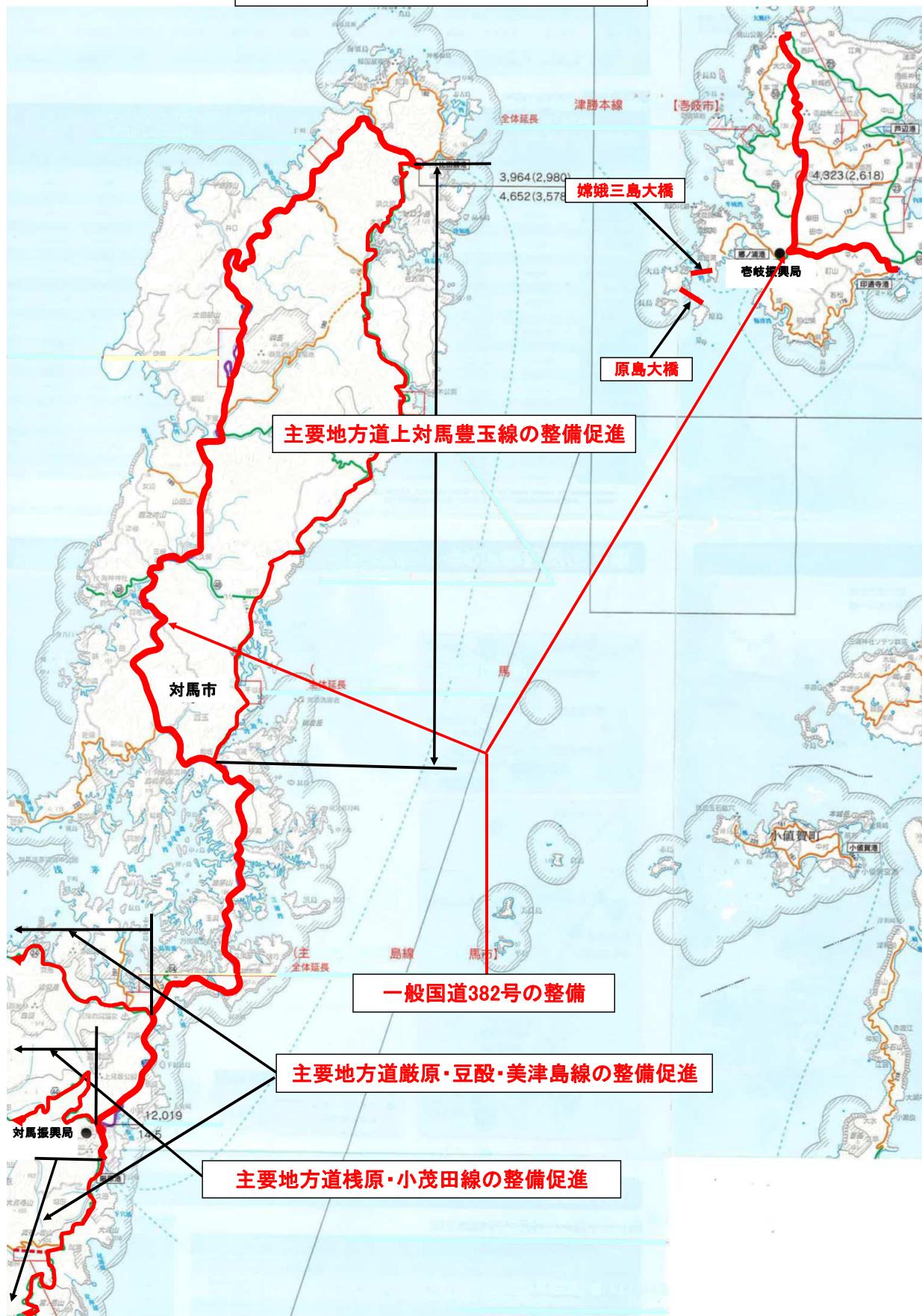
長崎、西彼杵、佐世保地域



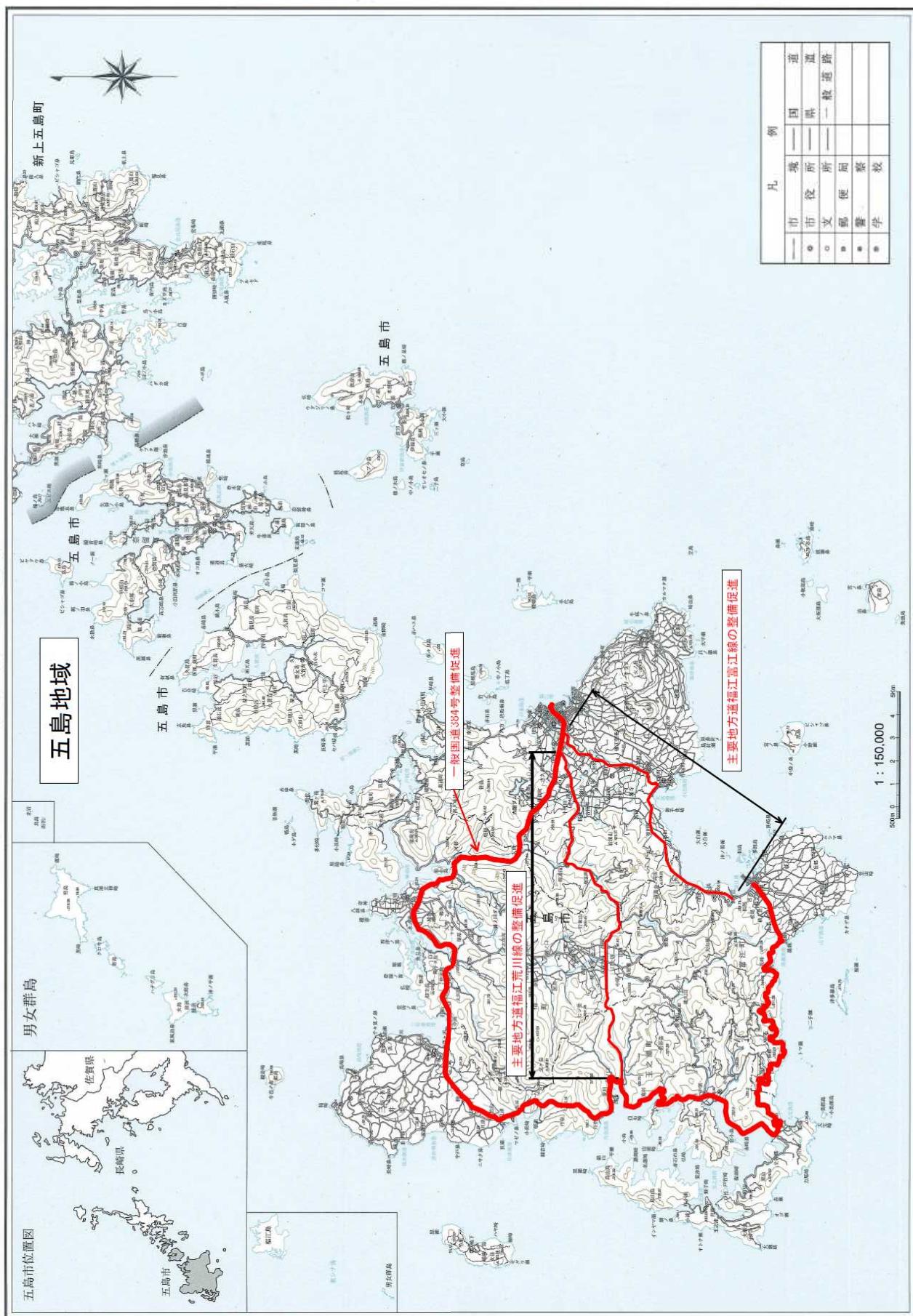




壹岐・対馬地域



五島市全図



資料9-3



第10 農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について

(1) 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るために、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

国においては、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図ること。

(2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

(3) 有害鳥獣被害対策の予算確保及び早期の予算執行について

長崎県内における有害鳥獣による農作物被害金額は、ピークであった平成16年度と比較すると令和2年度で約36%に減少したものの、イノシシによる被害は全被害額の約6割となる約1億9千万円と依然として深刻な状況にあり、また近年においては鳥害においても増加傾向にある。さらには、イノシシによる住宅地や通学路への出没や石垣の掘り起こし、家庭菜園を荒らす等の市街地周辺の生活環境被害も拡大している。

そのような中、各市は防護柵整備の拡充や新たに鳥害対策資材の補助、猟友会との連携による捕獲活動の強化等に取り組んできており、有害鳥獣被害対策支援の大きな柱となっている「鳥獣被害防止総合対策事業」は、継続的な取組みが不可欠であることから、充分な予算の確保と制度の充実を図ること。

(資料 10-1 参照)

(4) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

(5) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

2. 水産業の振興対策について

(1) 養殖魚の国内外での消費拡大と養殖共済の加入促進について

新型コロナウイルス感染症の影響による水産物消費の減少や国内需要の低迷などにより、養殖業者にとって厳しい状況が続いている。

一方、世界の人口増加に伴い、海外における国産水産物へのニーズは高まっている。

こうした状況を踏まえ、養殖魚の国内外での消費拡大に向け、ブランド化や产地PRなど、販売活動への支援を行うこと。併せてそれを支える養殖業者の経営安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助の補助限度率を引き上げ、養殖共済への加入を促進すること。

(2) 放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念される中、各市において監視や指導に永年取り組んできたが、多大な行政コストが課題となっており、現行制度では放置船削減の実行性が不十分である。

このため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

- ① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化
- ② 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認
- ③ 船舶購入時における登録制度の強化（係船許可証明、所有後の船舶売買の報告義務等）

(資料 10-2 参照)

(3) 漁業就業者対策の充実について

経営体育成総合支援事業の長期研修期間終了後は、漁船取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくない状況である。農業においては営農開始後の支援制度があることから、漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を支援する制度を創設すること。

3. 燃油等高騰対策の強化について

現在、特例として措置されている農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置及び農林漁業用軽油引取税の免税措置については、農林漁業者の税負担軽減による経営の安定化を図るため、恒久的な制度とすること。併せて、漁業経営セーフティネット構築事業及び施設園芸セーフティネット構築事業の補てん金に係る国と生産者の負担割合については、一律3：1に見直したうえで、事業を継続すること。

また、燃油に限らず、ウクライナ情勢や円安など世界的な情勢の変化により飼料や肥料などの生産資材が高騰し、生産コストが上昇しているものの、農水産物の市場価格に十分反映されず、価格決定権を有しない農漁業者の経営を圧迫している状況にあることから、農業の肥料価格高騰対策については、施設園芸セーフティネット構築事業や配合飼料価格安定制度と同様の制度の構築を図り、加えて、現行の農業・水産業の飼料高騰対策制度における生産者負担の軽減などの積極的な支援を行うこと。

資料10-1

令和2年度 イノシシによる農作物被害状況一覧

市町村名	被害金額(千円)	被害面積(a)	被害量(kg)
長崎市	20,155	1,135	85,345
佐世保市	56,796	4,723	320,220
島原市	386	22	4,347
諫早市	12,649	966	60,839
大村市	5,227	377	26,807
平戸市	30,199	3,477	186,412
松浦市	11,756	1,042	94,418
対馬市	1,201	100	7,825
壱岐市	47	5	797
五島市	6,267	756	166,511
西海市	7,583	532	34,755
雲仙市	5,704	339	35,243
南島原市	6,299	382	40,465
長与町	4,471	160	28,011
時津町	860	40	3,910
東彼杵町	9,349	901	40,423
川棚町	2,938	281	12,697
波佐見町	4,562	637	19,734
小値賀町	398	112	10,420
佐々町	3,621	321	15,742
新上五島町	366	17	3,147
計	190,834	16,325	1,198,068

資料10-2

放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況（漁港区域内）（R4.1現在調査）

長崎市	31隻
佐世保市	49隻
諫早市	0隻
大村市	0隻
対馬市	31隻
壱岐市	27隻
平戸市	154隻
松浦市	37隻
五島市	227隻
西海市	33隻
島原市	0隻
南島原市	40隻
雲仙市	33隻
合 計	662隻



第11 地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1. 地域経済牽引事業への支援措置について

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加すること。

(資料 11-1 参照)

2. 国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について

雲仙砂防管理センターによる砂防施設の直轄管理を機動的に実施するための機能や体制の充実を図り、「防災・減災」機能を継続すること。

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
(通称：地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

<主な支援措置>

①税制による支援措置

○地方税の減免に伴う補てん措置

・固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん

(対象資産：土地、建物、構築物)

○課税の特例

・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置

⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除

(上乗せ要件を満たす場合50%特別償却、5%税額控除)

⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

②予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

○地方創生推進交付金の活用

・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援

③金融による支援

○資金供給の円滑化

・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期（20年、7年以内）かつ固定金利での融資

・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設

・信用保証協会による債務保証

④情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

・地域経済分析システム（R E S A S）等を活用

⑤規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

・工場立地法の環境施設面積率、緑地面積率の緩和

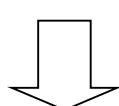
・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産

対象資産：土地、建物、構築物



機械及び装置が補てん対象となっていない

第12 デジタル化の推進に関する提言

デジタル化の推進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 自治体情報システムの標準化・共通化について

(1) 移行時期について

自治体情報システムの標準化・共通化にあたっては、全国の自治体が同時期にシステム移行を進めることから、標準準拠システムを提供する事業者の作業が同時期に重なることが想定される。

標準準拠システムの安全で確実な移行へ向け、自治体の作業負担や人材確保面も含めた対応能力を考慮し、令和7年度末までとした目標時期については、柔軟な対応を検討すること。

また、標準準拠システムへの対応や開発状況など、事業者の取組状況については、国において一元的に情報収集を行い、最新の情報を自治体へ提供する仕組みを構築すること。

(2) 整備費用に対する財政措置について

標準化に係る計画立案からシステム選定、移行に至るまでの整備費用については、標準化対象事務と密接に連携するシステムの移行に必要となる費用も含め財政支援措置を講じること。

また、各自治体からガバメントクラウドに接続する際に使用するネットワークについては、整備に係る費用及び運用経費など必要経費を国が全額負担すること。

2. 地域社会のデジタル化の推進について

地方財政対策において、「地域デジタル社会推進費」を令和3年度から令和4年度までを事業期間として計上されているが、地域社会のデジタル化を進めためには十分な事業期間及び財政措置とは言い難いものであることから、デジタル化推進の動きを止めないよう、事業期間の延長と更なる財政措置を行うこと。

3. 社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について

(1) マイナンバーカード（個人番号カード）の申請・交付事務について

マイナンバーカードの交付については、マイナポイント事業第2弾等により今後も申請件数の増加が見込まれるが、現状の交付事務処理手順では、地方公共団体情報システム機構で作成されたカードに、交付前に市町村側で設定処理を加える必要があり、市町村に送付されてすぐに対象者に交付できるものではないことから、迅速かつ円滑なカード交付を行えるよう、市町村における事務処理負担の軽減を図り、事務処理手順の簡素化等の見直しを早急に行うこと。

市町村が共同利用するシステムにおいては、安定稼働が円滑な事務処理につながることから、全国的に窓口の混雑が予想される連休明けの午前中であっても交付前設定等の操作可能時間の制限及び障害や窓口業務の遅延が発生しにくいシステムを構築し、安定した運用を図ること。

また、マイナンバーカードの申請・交付に係る経費について、令和4年度もマイナンバーカード交付事務費補助金予算が計上されているが、市町村負担が生じることのないような財源措置を今後とも引き続き講じるとともに、国が進めるマイナンバーカード交付円滑化計画に基づく交付体制において人員増は不可避であることから、普通交付税の算定項目のひとつである戸籍住民基本台帳費においても、市町村の実態に即した職員数を適切に反映させ、マイナンバーカードの普及促進に向けた取り組みを円滑に進めるための支援の充実を図ること。

(2) マイナンバー制度に係るシステム整備費補助について

地方自治体では、住民基本台帳システムを始めとするマイナンバー制度に係るシステムの改修を行ったが、全額国庫負担の対象とされていたにもかかわらず、国から示された所要事業費を大きく上回り、地方負担が発生した。

今後も、毎年度のデータ標準レイアウト変更や制度改正等によるシステム改修が予定され、新たな費用が生じる見込みであることから、地方自治体におけるシステム改修等の状況をさらに把握・分析した上で、必要な財政措置を講じること。

(3) 自治体情報セキュリティ対策に係るシステム運営費等の財政支援について

地方自治体では、マイナンバー制度への対応にあたり、国の求める情報セキュリティ対策の抜本的強化を行っているが、自治体の情報セキュリティ対策を安定かつ適切に維持するためには、継続的な更新及び運用管理コストが必要であることから、大きな地方負担となる。

国においては、地方自治体の実情を把握・分析した上で、財政措置も含めた必要な各種措置を講じること。

4. 小中学校等におけるICT環境整備に係る財政支援について

多くの地方自治体においては、国が掲げる「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒1人1台の端末整備と高速大容量の通信ネットワークの整備等を進めたところであるが、整備に係る国の財政支援については、初期の整備費用に限ることなく、今後想定される端末の更新費用等についても十分な財政支援を講じること。

また、1人1台端末に係るLTE回線使用料についても財政支援の対象とするよう改めること。さらに、情報格差是正のため早急に大容量インターネットサービスが利用できるよう施策を講じること。

第13 地方自治体の円滑な行政運営に関する提言

地方自治体の円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知等の徹底について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、義務付け・枠付けの見直しが行われ、地方自治体自らの判断と責任において行政を実施することができるよう、条例制定権の範囲が拡大された。

このうち「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、当該基準を定めた省令が公布されれば、条例の改正を必ず行う必要がある。

しかしながら、この「従うべき基準」を定めた省令の公布時期が事前に周知されない、公布した省令に誤りがある、また、その誤りを正す対応時期が示されない場合などがあり、特に地方において、議会中に急遽省令の改正がなされるなど、条例改正の追加議案を提出する事態となっている。

については、地方の議会の開会期間等を考慮し、省令改正について、改正内容や時期を、事前周知のうえ、条文に誤りがないよう十分精査し、早期の公布を徹底すること。

2. 自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について

自衛隊から自衛官及び自衛官候補生の新規入隊募集事務で利用する目的で、自衛隊法及び同法施行令を根拠として、住民基本台帳の一部の写しの提供依頼があつて いる。

しかしながら、住民基本台帳法第11条第1項には「閲覧させることを請求することができる」としか記載されておらず、全市町が疑義なく当該写しの提供が可能となるよう、国において住民基本台帳法等の必要な法律改正を行うことを要望する。